

インドネシア 税務ポケットブック 2013年



おことわり

この税務ポケットブックでの情報は2013年3月22日現在のインドネシア税法と実務を記載しています。本書は、一般的なインドネシア税務ガイドブックです。日本語版はジャパンデスクが作成しましたが、原文は英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください。

また作成に当たっては、細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さについて完全に保証するものではなく、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。

実務において、個々の問題が発生した場合には、法律・規則を参照し、適切な税務・その他専門家のアドバイスを入手する必要があります。

この税務ポケットブックでの情報は、PwCの職員と選ばれた顧客の使用のために作成されています。この情報の作成に当たっては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さについて完全に保証するものではなく、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。

実務において、個々の問題が発生した場合には、法律・規則を参照し、適切な税務・その他専門家のアドバイスを入手する必要があります。

目 次

法 人 税	
税率、居住法人、納税方法、事業利益.....	1
損金不算入の支出、欠損金、利益の分配、みなし利益	2
特定の事業活動、税務優遇措置	3
移転価格	
個 人 所 得 税	
税率、所得控除、税務上の居住者、税務登録と確定申告	7
納税方法、出国税、現物支給 (Benefits-in-Kind: BIK)	8
社会保障制度 (JAMSTOSSTEK)、みなし給与	9
源 泉 徴 収 税	11-14
租 稅 条 約	15-18
減 価 償 却 と 償 却	
減価償却と償却、資産移転、固定資産の再評価	19-21
付 加 価 値 税	
概要、インプット・アウトプット制度、インプット（仮受）の相殺	22-24
付加価値税の還付、付加価値税の免除、バタム島における付加価値税	25-27
高 級 品 売 上 税	
自動車以外の課税物品、自動車	28-29
印 紙 税	30
土 地 ・ 建 物 (不 動 产) 税	31
土地・建物税、土地・建物の権利移転税	
不 動 产 取 得 税	32
地 方 税	33
納 税 と 納 税 申 告	34-35
月次申告義務と年次申告義務	
会 計 帳 簿	36
税 务 査 定 書 と 税 务 調 査	37-39
差 押 令 状 と 税 金 追 徹	40
税 务 論 争 と そ の 解 決	
異議申立と控訴、税務論争解決のためのその他の方法	41
最高裁判所への司法審査申請	42
輸 入 関 税	
対アセアン諸国、対FTA、関税の減免・猶予措置	43
BKPMマスターリスト、保税地区、保税倉庫、KITE制度	44
バタム島他のFTZ、MITA、輸入許可、関税規則遵守と罰金	45
連 絡 先	46-47

法 人 税

税率

インドネシア居住法人に対する税率：

課税所得 ルピア	税率 %
一律課税	25

原則 25%の一律課税が適用される。上場会社で最低 40%の株式を公開し、且つその他の条件を満たす場合は、標準税率から 5%低い税率が付与され、これが適用される場合の実効税率は、20%となる（5 ページを参照）。小規模企業、即ち、年間売上が 500 億ルピア以下の法人納税者は、48 億ルピアまでの総売上の中の課税所得に対して、比例的に標準税率の 50%の割引が与えられる

居住法人

インドネシアで設立されたか、住所（管理の場所）をもつ法人は、税務上の居住者として扱われる。インドネシアで恒久的施設（PE、Permanent Establishment）を通じて事業活動をしている外国法人は、一般に居住納税者として同様の納税義務を負う。

納税方法

税務上の居住者と外国法人の PE は、自己申告による直接納税、または第三者による源泉徴収税納付、もしくはその両方の組み合わせにて、法人税を納付しなければならない。インドネシアに PE を持っていない外国法人は、インドネシアを源泉とした収益に関して、その収益を支払うインドネシア側が所得の源泉税を納付する方法で税金を納付する義務がある。

税務上の居住者とインドネシア PE は、最初に、当期の法人税債務の前払として月次分割納税（第 25 条所得税）を行わなければならない。月次分割納税の金額は、通常、直近の法人税申告書に基づいて計算される。但し、新設法人、ファイナンス・リース会社、銀行と国営・公営公社、上場会社と定期報告が要求されるその他の納税者には特別計算による月次分割納税額が適用される。

特定の収益に関して第三者によって源泉徴収された税金（第 23 条所得税）または、特定の取引の前に支払われる法人税（例えば、輸入に係わる第 22 条所得税）も、収益を享受する側もしくは輸入者の当期の法人税債務の前払となる。（第 23 条所得税が掛かる収益項目は、13 ページを参照、また第 22 条所得税が掛かる取引は、11 ページを参照）

課税年度中に前払した税金（第 22 条、第 23 条と第 25 条所得税）と海外で支払った税金（第 24 条所得税）の合計額が、その法人税債務総額よりも少ない場合、会社は法人税申告の提出前にその差額を支払わなければならない。この支払が第 29 条所得税となる。

税務上の居住者とインドネシア PE によって得られた特定の収益の中には、最終分離課税（ファイナル・タックス）の対象となるものもある。例えば、第三者によって源泉徴収された税金（第 4 条 2 項の所得税）は、その特定の収益に対して所得税の最終支払いとなる（第 4 条 2 項により最終源泉分離課税の対象となる収益項目は 12 ページを参照）。

法 人 税

インドネシアに PE を持たない外国法人にとって、インドネシア側の主体がその外国法人に支払う時にそのインドネシア源泉の収益から源泉徴収される税金(第 26 条所得税)は、その当該外国法人の法人税支払債務の最終納税となる。(第 26 条所得税の課税される収益項目は 14 ページを参照)

事業利益

税務上の事業利益は、一般に認められた会計原則を基に、一定の税務上の調整を加えて計算される。課税対象となる事業利益の金額の算出に当たっては、原則として、その事業利益を稼得し、回収し、維持するためにかかるすべての支出を損金算入することができる。また、支出が会計上の費用として計上された年度と、税務上でこれらの費用を損金算入できる年度が異なる（一時的差異、Timing difference という）ことがある。

損金不算入の支出

以下の支出は税務上、損金不算入の支出とされる。

- a. 従業員への現物支給、(Benefits in kind、BIK という、例えば、会社の借上げ社宅、会社から提供される乗用車の取得・維持費(50%まで)など)。但し、職場ですべての従業員に提供される飲食物、防護服やユニフォームなど業務上必要とされる従業員への支給、通勤のための交通費、船員等への宿泊場所の提供、特定の「遠隔地」で提供される現物支給の費用、携帯電話の取得・維持費(50%まで)は除かれる。
- b. 個人的支出
- c. 事業と関連のない贈答品や補助、但し特定の宗教上の施しや寄付)を除く
- d. 各種準備金／引当金。但し、銀行・金融リース会社の貸倒引当金、保険会社の保険料・保険金に関する引当金、預託保証協会(LPS)の預託証券引当金、鉱業会社の開拓費用準備金、林業会社の植林引当金、産業廃棄処理事業の地面閉鎖維持引当金は除かれ、これらは損金算入できる。
- e. 所得税支払額
- f. 稅務追徴金／罰金
- g. 利益の分配
- h. 生命保険・疾病損害保険や財務省の認可を受けていない年金制度への会社負担の拠出金、ただし、当金額が従業員の課税対象給与の一部として加算されている場合は損金算入できる。
- i. 源泉分離課税される所得に関連した費用、例えば、定期預金に関連する借入金の支払利息
- j. 税金を免除される所得に関連した費用、例えば、所得税が課されない受取配当金を目的として株式を購入するために用いられる借入金の支払利息
- k. 出資金が株式に分割されないパートナーシップや「フィルマス」(Firmas) の出資者に対する給与や報酬

欠損金

欠損金は、最高 5 年間の繰越が認められる。さらに特定の地域の特別に指定された事業または、特定の税務優遇措置に従い欠損金の繰越が最高 10 年間延長される。
欠損金の繰戻しありは認められない。連結納税の制度はない。

法 人 税

利益の分配

配当に対しては以下の源泉税が課される。

a. 配当の受領者が「居住者」の場合

インドネシアの事業法人（PT）、協同組合、国営公社が、他のインドネシア法人から受領する配当は、次の条件を全て満たす場合には法人税が免除される。

・配当が剰余金から支払われること

・配当を受領する会社が配当を行う会社の払込済資本の25%以上を所有すること

上記の条件を満たさない場合、受取配当は配当を受領した会社の課税対象所得となり、会社の他の所得と合算されて、通常の税率で課税される。配当宣言にて、配当は15%の第23条源泉所得税が課税される、源泉された金額は配当を受領する会社の法人税債務の前払として扱われる。

パートナーシップ、コマンディタイアーズ（Commanditaires）、財団やこれに類似する組織団体が受領する配当も同じく第23条の源泉税が課される。個人の居住納税者が受領する配当は最高税率10%の最終分離課税が課せられる。

b. 配当の受領者が「非居住者」の場合

20%（租税条約国は軽減税率あり）の税率で、非居住者に配当が支払われた時に源泉徴収され、最終税金となる。

みなし利益

以下の特定事業会社は、税務上のみなし利益を採用しなければならない。

	みなし利益率 (総売上に対する)	実効税率
国内海運会社	4%	1.20%
国内航空会社	6%	1.80%
国際船舶および航空会社	6%	2.64%*1
石油・ガス採掘サービス外国企業	15%	3.75%*2
一定の商業省管轄の駐在員事務所	インドネシアへの輸出価額 の1%	0.25%*2

*1 財務省がみなし利益を規定する税務通達を改訂していないため実行税率は30%の旧税率を使って計算される。

*2 実行税率は現行税率の25%を使って計算される、支店のみなし配当税率（BPT）は各との租税条約に基づく減率されたレートに従う。

特定の事業活動

石油・ガスの上流に従事する会社と地熱発電事業は、基本的にその生産分担契約（PSCs）に従って法人税を計算しなければならない。金属・鉱物・石炭鉱業に従事する特定の会社は、その作業契約（CoW）が適用される。法人税率や損金算入費用、課税所得の計算方法に関係し、これらの会社には異なる規定が適用される。

このような契約に基づく税務優遇は2009年の鉱業法が施行された以降の新規鉱山プロジェクトにはもはや適用されない。鉱業法は、通常の税法／税務規則が鉱山プロジェクトに適用されると規定しており、特定の鉱業ライセンスに記載されるものを除き、税務優遇措置も通常の税法規則に従って付与されることになる。

法 人 税

税務優遇措置

税務に影響しない合併 (tax neutral-mergers)

事業合併、事業結合や事業分割での資産の譲渡は、通常、市場価格でなされなければならない。そのようなリストラから結果として生じた利益は課税対象でとなり、損失は所得の控除として申告することができる。

他方で、国税総局（DGT）の特別承認に基づいて、資産を帳簿価格で譲渡する形で、税務上の中立（Neutral）の合併や中立結合を行うことができる。国税総局の特別承認を取得するためには、当該の合併や結合計画は、事業目的テストに合格しなければならない。税務対策を目的とした協定は禁止され、合併される会社の税務上の損失は存続会社に引き継ぐことは許されない。

国税総局の特別承認に基づき、事業分割の場合にも、取引所への上場（IPO）計画の一部を構成する範囲で、帳簿価格で資産の移転を行うことが許される。この場合、国税総局の承認から 1 年以内に、当該会社は上場登録に関して金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan /OJK）へ上場宣言をしなければならない。会社の管理しえない複雑な状況が生じた場合は、その期間を国税総局によって 4 年まで延ばすことができる。

投資インセンティブ

投資調整庁（Badan Koordinasi Penanaman Modal/ BKPM）長官の推薦に基づき財務省に代わって国税総局（DGT）より一定の指定事業分野や指定された遠隔地域に投資する株式会社（PT）には、次の税務優遇措置が与えられる。

- 投資した資産を 6 年間譲渡しないことを条件に、投資総額の 30%相当額（6 年間にわたり年 5%ずつ）迄の純利益の減額
- 税務上の加速減価償却
- 欠損金の繰越期間を 10 年間迄延長
- 非居住者への支払配当に対する源泉税を 10%に軽減（租税条約の減額か低い方）

税務優遇措置は納税者がその投資計画支出の少なくとも 80%を達成した後に初めて利用することができる。

税務優遇措置についての国税総局（財務省）の承認を取得するためには、まず投資調整庁（BKPM）長官からの推薦を投資承認の申請とともに取得しなければならない。

同様な優遇措置が国税総局（DGT）により、経済発展統合地区（KAPET）で事業を行う会社に認められる。国税総局から、優遇措置について特別の承認を得なければならない。会社が保税（KB／Kawasan Berikat）のステータスを持っている場合にも、基本的に次のような保税地区の会社が享受していると同様の税務優遇措置が付与される。

- 一定の取引に対する付加価値税（VAT）と高級品売上税の不徴収
- 生産活動に直接に関係する資本財とその他設備の輸入時前払税金（第 22 条）の免除
- 資本財、設備、生産工程のための物品と原材料に係わる輸入納付金（Import Duty）の延期
- 機械と特定のスペアパーツに関する 4 年間の輸入納付金の免除

経済発展統合地区（KAPET）の指定は、特定の大統領令により規定され、現在 13 力所の地域が KAPET として認定されている。

法 人 税

投資優遇措置（つづき）

タックスホリディー

すでに数社が、商業生産開始から 5 年から 10 年間に渡り法人税の免除又は減額の形で政府から税務優遇を認められている。法人税免除が終了した後 2 年間は法人税の 50% 減額を受けられる。この税務優遇は、広範囲に関連し、付加価値と高度の外部効果を有し、新技術を導入し、国家経済に戦略的価値をもつ先端産業分野の会社に付与される。現在、5 産業分野がこの税務優遇を享受でき、それは基礎金属、石油精製と石油・ガスを原資とする基本有機化学、再生エネルギー、機械と通信産業である。

この税務便宜を得るためにには、納税者はインドネシアで新規設立され（2010 年 8 月 14 以降の設立が必要）公証の新規資本投資計画が最低 1 兆ルピア（約 102 百万米ドル）、その計画済投資価値の最低 10% をインドネシアに所在する銀行に預金し、投資計画の実現前にその預金を引き出してはいけない。

タックスホリディーの申請は産業省、又は投資調整庁（BKPM）長官に提出しなければならならず、財務省への承認提案は、申請者の調査を行った後で産業省又は BKPM 長官が行なう。タックスホリディーの申請は 2014 年 8 月 15 日迄提出しなければならない。

この税務優遇が認可されたら、納税者は投資計画の実現状況とインドネシアの銀行に預金している資金の使用について定期的に報告を提出する義務を負う。投資計画が実現しないか上記の定期報告が提出されなかった場合は、税務優遇が取り消されることになる。

上場会社に対する減税措置

次の条件を満たす上場会社に対し 5% の法人税引き下げが認められている。

- 会社の払込済株式の最低 40% 以上が一般株主に保有される
- 300 人以上の一般株主に保有され、各株主の持ち株比率は 5% 以下である
- 上記の 2 条件が、年間を通じて少なくとも 6 カ月（183 日）間維持される

特定の年度においてこれらの条件を 1 つでも満たさない場合は、その年度に優遇措置は適用されない。

固定資産の再評価から生じる利益

国税総局の承認を受けた固定資産の再評価の結果として生じる利益は、10% の最終分離課税が課される。（固定資産の再評価についての詳細な検討について 21 ページを参照のこと）

外国借款と外国からの無償援助の政府プロジェクト

外国借款もしくは外国無償援助により資金調達された政府プロジェクトでは、関連する事業から稼得した収益に関して特別の税務処理が受けられる。認定されるプロジェクトは、基本的にプロジェクト合意書（DIP）もしくはその他同様の書類で明記される。

元請建設業者、元請コンサルタントと元請サプライヤーは、外国からの無償援助もしくは外国からの借款によるプロジェクトに関して、それらの所得税債務は政府により負担される。この優遇措置は、二次レベルの建設業者、コンサルタントやサプライヤー（即ち、元請建設業者、元請コンサルタントと元請サプライヤーから注文や仕事を請ける業者）には、適用されない。

上記以外に、元請の建設業者、コンサルタントとサプライヤーは、外国無償援助もしくは外国借款の政府プロジェクトに関して物品の輸入や外国からの課税サービスもしく無形財産権の使用に関して、次の税務優遇措置も享受する。

法 人 税

- 輸入納付金（Import Duty）の免除
- 付加価値税及び高級品売上税の不徴収
- 輸入品に係わる前払所得税（第 22 条）の不徴収

認定されたプロジェクトの引渡しが課税物品もしくは課税サービスである場合、元請の建設業者、コンサルタントとサプライヤーは、その付加価値税は徴収されなとはいえ、関連する税務インボイスを所定通りに発行することが要求される。

認定されたプロジェクトがその一部分が外国借款もしくは外国無償援助で資金調達されているだけの場合、税務優遇措置は外国借款もしくは外国無償援助の金額に比例配分して決定される。

移転価格税制

関係会社間の取引は、「独立企業間価格の原則」（Arm's length principles）に基づいて、終始一貫して取り扱われなければならない。この原則から逸脱した場合は、国税総局（DGT）は、関係会社間の取引から発生する課税所得もしくは税務上の控除費用を「独立企業間価格の原則」を適用して再計算する権限が与えられている。

また、国税総則法（KUP/ Ketentuan Umum dan Tata Cara Perpajakan）に基づき、政府は、関係会社間取引が独立企業間価格でなされていることを証明する手段として特定の移転価格文書（TPD/ Transfer Pricing Documentation）を要求している。税務署が移転価格問題を精査するため、移転価格文書は税務調査において頻繁に要求される。

詳細な移転価格の開示が法人税申告書において要求されている。この開示には以下のものが含まれる。

- 関連会社取引の内容と金額
- それらの取引に適用された移転価格決定方法とその方法を選択した理論的説明
- 会社が移転価格文書を準備しているかどうか

各年度で各法人につき概算で 100 億ルピア（約 1 百万米ドル）を超える関係会社取引がある場合は、移転価格文書を年次法人税申告書に添付しなければならない。

移転価格論争は、国内での異議申立や税務裁判を通じて、もしくはその論争がインドネシアが租税条約協定を締結している国々にある関連会社との取引を含んでいる場合には当事者は、関連する租税条約での相互協議（MAP/ Mutual Agreement Procedures）条項に基づいて二重課税回避の要求をすることができる。納税者は相互協議を申請し、同時に国内救済手続を継続できる。また、相互協議の終結以前に税務裁判所が判決が下った場合には相互協議申請は打ち切られる。

税法では、国税総局は納税者や他国の税務当局と、関連会社間の取引に独立企業間価格の原則の将来的な適用について事前確認（APA / Advance Pricing Agreement）を締結することが認められている。手続には取引相手国の租税当局の協力が必要となる場合があり、一旦 APA が合意されたなら、合意された税務年度から基本的に最長 3 年間は有効となる。APA は、特定の条件（税務年度が税務調査未了、税務犯罪の兆候がないなど）を満たせば、合意以前の税務年度に適用することができる。しかしながら、過去年度への APA のロールバックは自動的ではなく、納税者と国税総局との間の合意が必要である。

個 人 所 得 稅

通常税率

個人居住者の所得に対する通常税率は次の通り：

課税所得 ルピア	税率 %	税額 ルピア
最初の 50,000,000 迄	5	2,500,000
次の 200,000,000 迄	15	30,000,000
次の 250,000,000 迄	25	62,500,000
500,000,000 超	30	超過額の 30%

優遇税率

2年以内に支払われる退職金に適用される最終税率は次の通りである。

課税所得 ルピア	税率 %	税額 ルピア
最初の 50,000,000 迄	-	0
次の 50,000,000 迄	5	2,500,000
次の 400,000,000 迄	15	60,000,000
500,000,000 超	25	超過額の 25%

2年以内に支払われる政府認定の年金基金や従業員社会保障会社(PT ジャムソステック)からの老齢保障貯蓄の一時払い形式での所得に適用される最終税率は次の通りである。

課税所得 ルピア	税率 %	税額 ルピア
最初の 50,000,000 迄	-	0
50,000,000 超	5	超過額の 5%

3年目以降の支払には、通常税率（上記）が適用される。

所得控除

個人居住者に対する年間での所得控除金額（PTKP）は次の通り、

	年額（ルピア）
納税者本人の基礎控除	24,300,000
配偶者控除	2,025,000
扶養控除（最高 3 人まで、1 人につき）	2,025,000
業務関連控除（総所得の 5%、1 カ月最高 500,000 ルピア）	6,000,000
Jamsostek 老齢貯蓄預金への従業員拠出金（総所得の 2%）	全額
適格年金基金への積立金額 (総所得の 5%、最高 1 カ月 200,000 ルピア)	2,400,000

個 人 所 得 稅

税務上の居住者

次の条件を満たす者は税務上の居住者として扱われる。

- インドネシアに住所を持つ者、もしくは
- 12カ月以内に183日を超えてインドネシアに滞在している者、もしくは
- 課税年度内にインドネシアに滞在しインドネシアに居住する意志を持つ者

注記：租税条約を有する国の国民等に対しては、条約にある居住者の定義が優先する。
非居住者のインドネシア源泉所得（14ページ参照）に対しては20%の源泉税（第26条
所得税、租税条約で軽減税率あり）が課される。

税務登録と確定申告

上述の所得控除金額（PTKP）を超える年間所得のある居住者の個人納税者は、インドネシアの国税総局（DGT）に税務登録をし個人税番号を取得して、個人所得税の確定申告（1770様式）を提出しなければならない。確定申告では、給与所得、資産運用所得、資産売却益、海外での所得とその他所得を含むすべての個人所得を報告し、個人の資産・負債の要約リストも一緒に添付することが要求される。

家族は、家族の代表者の名前（通常は夫）で登録された一つの税務番号（NPWP/Nomor Pokok Wajib Pajak）を使って報告され、一つの税務報告単位としてみなされる。その妻と子供の所得は、夫の名前で同じ申告書で申告されなければならず、それらの各々の所得に第21条の従業員所得税が課せられている場合は合算ベースで税金が再計算される。

納税方法

個人所得の大部分は第三者によって源泉徴収方式で徴収される。雇用主は、従業員に支給される給与とその他の報酬から第21条／26条の従業員所得税を、毎月天引き源泉して納付する義務がある。従業員が居住者である場合、源泉される税金額は通常の税率（7ページ参照）にもとづいて決定される。非居住者の納税者の場合は、総金額の20%を源泉徴収される。（租税条約の適用がある場合は減率される）

個人に対するその他各種の支払についてもまた、支払者に源泉徴収の義務を課している。とりわけ、主な支払は以下の通り

- ・ 政府公認の年金基金から支払われた年金
- ・ 退職金
- ・ ジャムソステック制度からの老齢年金貯蓄からの支払い
- ・ サービスフィー
- ・ 嘉賞・副賞

基本的に、上記から源泉徴収される税金（第21条所得税）は、通常税率に基づいて決定される。また、非就業の個人と特定の専門家、例えば、弁護士、ノータリス（公証人）、会計士、建築士、医者、保険数理士、鑑定士のような特定の職業専門家へのサービス料に掛かる源泉税は、その総所得の50%をベースに通常税率で源泉税を計算することが要求されている。

「労働者退職金支給管理組織」に預けられた退職金に対する利子所得は従業員個人の所得とされ、「労働者退職金支給管理組織」が銀行の場合は20%の源泉分離課税、その他の場合は15%の第23条源泉税の課税対象となる。

個 人 所 得 稅

現物支給 (Benefits-in-kind: BIK)

会社から与えられる現物支給 (BIK)、例えば乗用車、住居、子女教育費用、帰国休暇、会社負担の個人所得税額などは、個人の課税対象所得とはならない。同様に、防護服、ユニフォーム、仕事場への往復交通費、船員等への宿泊設備の提供、「遠隔地」での現物支給など、職務上必要な現物支給についても、個人の課税対象所得とはされない。

ただし、以下の雇用主から提供される現物支給は、従業員個人の課税対象所得とされる：

- 旧税法（1984年以前の所得税法）に基づいて課税される鉱業、生産分与契約企業
- 納税者となっていない外国企業の駐在員事務所
- 源泉分離課税の対象となっている会社
- みなし課税所得が適用される会社（航空会社と船会社と含む）

社会保障制度 (JAMSOSTEK)

インドネシアには、いまだ総合的な社会保障制度はないとはいえ、労働者社会保障（ジャムソスティック、JAMSOSTEK）制度があり、疾病や入院と同様に業務上の事故（Occupational Accident Security）と死亡（Death security program）、老齢貯蓄（55歳）の保障を提供している。この制度は指定された国営会社である PT JAMSOSTEK により運営され、次の料率で保険料が徴収される。

適用種類	基本給与・賃金に対する比率として	
	雇用負担	従業員負担
業務上の事故保険	0.24 – 1.74%	-
死亡保険	0.3%	-
老齢貯蓄	3.7%	2 %
医療保険（注*）	3 or 6 %	-

注* 保険料は従業員が既婚者の場合最高 283,500 ルピア、独身者は最高 141,750 ルピア

雇用主はその従業員が JAMSOSTEK に加入していることを確認する義務を負う。従業員負担分は雇用主により従業員の給与から天引きされる。徴収された保険料は雇用者負担分の保険料とともに PT JAMSOSTEK に支払われなければならない。

外国人従業員は母国で同様の社会保障に加入している証拠を提出できれば JAMSOSTEK の制度に参加する必要はない。従業員に JAMSOSTEK よりも厚い健康保険を提供している会社は JAMSOSTEK の医療保険制度に参加しないてもよい。

個　人　所　得　税

みなし給与

石油・天然ガス採掘関係の外国人従業員は、役職に応じて以下のみなし給与を推定され
このみなし給与所得に対する所得税が課される。

	US\$ /月
ゼネラルマネジャー	11,275
マネジャー	9,350
監督者および採掘技師	5,830
補助採掘技師	4,510
その他のスタッフ	3,245

みなし給与所得は、現物支給を含むその雇用の全ての報酬とされる。

源泉徴収税

概説

インドネシアの所得税の徴税方法としては、主に源泉徴収システムが採用されている。特定の所得項目に源泉税が課される場合、一般に、支払側に税金を源泉徴収もしくは徴収する責任がある。各種の源泉徴収税は、通常、以下のように所得税法 (PPh) の関連条文番号を使って呼ばれている。

1. 第 21 条 (PPh 21) : 給与と個人へのその他支払い

雇用主は、従業員に支給される給与から第 21 条の所得税（従業員所得税）を毎月天引きして、従業員に代わって国庫に納付する義務がある。非居住者の個人へのその他支払い（例えば個人のコンサルタントやサービス提供者へのフィー支払い）に対しても同様な源泉税が適用される（9 ページの関連する税率を参照）。税務登録番号を未取得の個人個人納税者には、通常の源泉税に加えて 20%の課徴金が課される。

2. 第 22 条 (PPh 22) : 輸入等

第 22 条の所得税は、一般的に以下の項目に適用される。

事項	税率%	課税基準	注記
1 物品の輸入 - 自社で輸入ライセンス (API / Angka Pengena Impor) を持つ場合、但し 2 以下に記載の物品を除く	2.5	輸入価額 = CIF 価格 プラス輸入関税の合計金額	
2 API を使用する大豆、小麦と小麦粉の輸入	0.5	輸入価額 = 即ち、CIF 価格 プラス輸入関税の合計金額	
3 物品の輸入 - 輸入ライセンス (API) を持たない場合	7.5	同上	
4 落札輸入物品	7.5	入札価格	
5. 国庫と予算使用者の委任状 (KPA) から支払いがなされる政府への物品の販売	1.5	販売価格	
6 国営企業への商品の販売	1.5	販売価格	1
7 国営の給油所の石油燃料の購入	0.25	販売価格	4
8 民間の給油所の石油燃料の購入	0.3	販売価格	4
9 民間の給油所又は給油所以外のオイル燃料の購入	0.3	販売価格	4
10 ガス燃料の購入	0.3	販売価格	4
11 潤滑油の購入	0.3	販売価格	4
12 現地の販売業者からのセメントの購入	0.25	販売価格	2
13 現地の販売業者からの紙製品の購入	0.1	販売価格	2
14 現地の販売業者からの鉄鋼製品の購入	0.3	販売価格	2
15 現地の販売業者からの自動車製品の購入	0.45	販売価格	2
16 現地の販売業者からの薬製品の購入	0.3	販売価格	
17 商標登録業者と代理人と一般輸入者	0.45	販売価格	
18 林野業、植林業、農業と漁業での卸売業者の指定製造業者又は輸出業者の材料購入	0.25	販売価格	3
19 超高級品の購入	5.0	販売価格	

源泉徴収税

2. 第 22 条 (PPh 22) : 輸入等 (つづき)

注記

1. 5 と 6 の場合では、22 条徴収業者（国庫、国営公社など）は特定の納入業者への未払金額から 22 条を源泉徴収しなければならない、但し、石油燃料、ガス燃料、潤滑油、郵便商品、水道電気の支払は除かれる。5 と 6 については、夫々2 百万ルピアと 10 百万ルピアまでの価額の商品の購入は除かれる。
その他の場合、指定商品の輸入者又は買手は、輸入又は購入された商品の未払金額に加えて 22 条所得税を払わなければならない。
2. 上記の 12 と 15 での納入業者は、特に現地の卸売業者への販売では国税総局の指名無しで第 22 条所得税を買手から源泉徴収できる。
3. 18 の場合、製造業者と輸出者は、国税総局による源泉徴収役の指名無しに買手から 22 条所得税を徴収できる。
4. 第 22 条所得税は、最終課税を課される非販売卸業者又は代理店による石油燃料・ガス燃料と潤滑油燃料の購入を除き、法人税又は個人所得税の前払となる。
5. 以下の物品の輸入・購入に対しては、自動的に又は DGT から発行された免除証明をもって税金は適用されない。
 - a) 所得税の課税されない物品の輸入・購入
 - b) 輸入納付金と VAT が免除されたか 0% の輸入納付金の物品の輸入
 - c) 一時的に輸入された物品（再輸出のための物品など）
 - d) 再輸入の物品（事後の再輸出目的にて修繕・検査されるための輸入など）
 - e) 再輸出目的の宝飾品製造用の金延べ棒の輸入・購入にも 22 条は適用なし

税務登録番号を未取得の納税者には、通常の税率に加えて 100% の課徴金が課される。

3. 第 4 条 2 項 (PPh 4-2) 源泉税 : 最終課税／源泉分離課税 (Final tax)

居住法人、恒久的施設、外国企業の駐在員事務所、事業組織体および指定された個人は、他の居住納税者と PE への下記の総支払額 (VAT を除く) から最終税金を天引き徴収し納付する義務がある。

項目	税率 %
1 土地・建物の賃借料（レンタル）	10
2 土地・建物の譲渡手続	5
3 建設施工料	2/3/4
4 建設計画料	4/6
5 建設監督料	4/6
6 定期預金と普通預金の金利、バンク・インドネシア短期証券 (SBI) の金利、但し、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金が受領するものは除く。	20
7 債券の金利、但し、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金を除く。	15 (1)
8 インドネシア証券取引所での株式の売却 創業株主は上場時の株式の市場価格の 0.5% を支払うことを選択することが許され、この選択をしない場合は、事後の売却からの利益は通常の税率で課税される。(特定の国との租税条約の下では、この税金が課されないことがある)	0.1
9 宝くじの当選賞金	25

源泉徴収税

注記

- (1). 受領者が資本市場金融機関監督庁 (BAPEPAM-LK) に登録している投資ファンドの場合は、2010年-2013年は税率5%、それ以降は税率15%である。受領者が非居住者の場合の税率は20%、もしくは租税条約の適用により減率される。

4. 第23条 (PPh 23) 源泉税：居住者への支払

居住納税者への特定の種類の支払所得、未払所得には、その総額に対して15%、もしくは2%の税率で第23条所得税が課せられる。

a. その総額に15%税率で第23条源泉税が課せられるものは次の通り

1. 配当（3ページの「利益の分配」も参照のこと）
2. 利子、これにはプレミアム、割引、ローン保証料を含む
3. ロイヤルティ
4. 懸賞金及び賞金

b. サービスフィーの総額に2%の税率で第23条源泉税が課せられるものは次の通り

1. 土地・建物以外の資産のレンタル料
2. テクニカルサービス
3. マネジメントサービス
4. コンサルティングサービス
5. 鑑定評価サービス
6. 保険数理計算サービス
7. 会計サービス、記帳代行と証明サービス
8. デザインサービス
9. 石油ガス鉱業での掘削サービス、但しPEによってなされるものを除く
10. 石油ガス鉱業に関するサポートサービス
11. 石油ガス鉱業とサポートサービス以外の鉱業サービス
12. 航空と空港サポートサービス
13. 森林伐採サービス
14. 廃棄物処理サービス
15. 人材派遣・アウトソーシングサービス
16. 仲介・代理業サービス
17. 委託・保管サービス（但し証券取引所、KSEIとKPEIによって行われるもの）を除く
18. ダビング録音サービス
19. フィルムミキシングサービス
20. コンピュータとソフトウェア関連サービス
21. 据付サービス（例えば、電気・機械、通信設備など）但し、資格をもった建設会社によって行われるもの）を除く
22. 保守修繕サービス（例えば、電気・機械、通信設備など）但し、許可された建設会社によって行われるもの）を除く
23. 委託製造サービス（「マクロン」/ Toll manufacturing service ）
24. 調査・警備サービス

源泉徴収税

25. イベント企画準備サービス
26. 梱包サービス
27. マスメディア、屋外メディアその他メディアの広告宣伝のための場所や時間提供
28. 害虫駆除サービス
29. 清掃サービス
30. ケータリングサービス

5. 第 26 条 (PPh 26) 源泉税： 非居住者への支払

居住納税者（居住者、居住法人）、事業組織体、外国企業の駐在員事務所は、非居住者に対して次の支払いをする際には、20% の税率で第 26 条源泉税を天引き納付する義務がある。

a. 総額に対して

1. 配当
2. 利子、これには、プレミアム、ディスカウント（割引料）、ローン保証料
3. ロイヤルティ、レンタル料および資産使用に対する支払い
4. 各種サービスに対する報酬
5. 懸賞金および賞金
6. 年金およびその他の定期的な支払い
7. スワッププレミアムとその他ヘッジ取引
8. 債務免除益
9. 支店／恒久的施設（PE）の法人税引後利益

b. 見積純所得（ENI）に対して、総額に対する特別税率のもの

	ENI %	実効税率 (総額に対する%)
海外保険会社に支払う保険料		
・個人被保険者による支払	50	10
・インドネシアの保険会社による支払	10	2
・インドネシアの再保険会社による支払	5	1
非居住者による未上場会社株式の売却	25	5
非居住者によるインドネシアの会社株式や PE を所有するための仲介サービスを提供しているトンネル会社 (conduit companies) の売却	25	5

上記支払いの受領者がインドネシアとの租税条約締結国の居住者の場合は源泉税率が軽減もしくは免除される場合がある。（租税条約での源泉税率は 15 ページ以降を参照のこと）

租 税 条 約

インドネシアとの租税条約は、サービスフィーに対する源泉税を免除し、インドネシアが署名した租税条約の相手国の居住者によって受領される配当、利子、ロイヤルティと支店の税引後利益に対する源泉税を軽減させて税務的な恩恵を提供する。サービスフィーの税金免除は基本的に収益を得る外国の当事者がインドネシアに恒久的施設（PE, Permanent Establishment）を持たない場合にのみ付与される。

軽減税率を要求するためには、外国当事者は、収益を支払うインドネシア当事者を通じて、国税総局に対して少なくとも「居住者証明書」（COD, Certificate Of Domicile）を提示しなければならない。この COD（国税総局の指定様式フォーム又は一定の条件下で租税条約の相手国のフォーム）の提出がないと税務的恩恵の付与は取り消され、20%の源泉税が課税される。

利子、配当とロイヤルティに関して、恩恵受益者（Beneficial Owner）だけが租税条約の恩恵を享受しうる当事者として認められる。恩恵受益者主義の要求は関連する租税条約が恩恵受益者主義に言及している場合は、外国納税者の収益にのみ適用される。その「恩恵受益者」ためには、以下の要件を満たさなければならない。

- a. 個人につき、代理人や名義人として収益を受取っていないこと
- b. 機関（協会団体, institution）つき、租税条約に明記があるか、インドネシアの資格のある管轄庁とその条約国の当事者によって合意された機関であること
- c. 外国の個人（offshore person）につき、インドネシアの証券取引所でなされる株式もしくは債券取引（金利と配当は除く）からカストディアンを通じて収益を得ている外国の個人で、代理人や名義人ではないこと
- d. その株式が証券取引所に上場されていて通常に取引される会社
- e. 銀行、もしくは
- f. 以下の要件を満たすその他の会社
 1. 租税条約の相手国での会社の設立とその取引方法が単に租税条約の恩恵を享受するためだけに構築されているものではなく、その事業活動は、取引を実行する十分な権威のある会社独自のマネジメントによって経営されていること
 2. 会社には従業員がいること
 3. 会社は事業活動、もしくは自発的な事業をもつこと
 4. インドネシアからあがる収益はその受領国で課税されること
 5. 会社はその総収益の 50%以上を他の当事者への債務、例えば金利、ロイヤルティやその他支払に充当していないこと

インドネシアとの租税条約の下で適用される源泉税率の要約は、以下の通り

注記	配当（資産 運用目的）	配当（経営 参加目的）	利子	ロイヤルティ	支店の税 引後利益
	%	%	%	%	%
1. アルジェリア	15	15	15/ 0	15	10
2. オーストラリア	15	15	10/ 0	15/10	15
3. オーストリア	15	10	10/ 0	10	12
4. バングラディッシュ	15	10	10/0	10	10
5. ベルギー	15	10	10/ 0	10	10
6. ブルネイ	15	15	15/ 0	15	10
7. ブルガリア	15	15	10/ 0	10	15
8. カナダ	15	10	10/ 0	10	15
9. 中国	10	10	10/ 0	10	10

		配当（資産運用目的）	配当（経営参加目的）	利子	ロイヤルティ	支店の税引後利益
10. クロアチア		10	10	10/0	10	10
11. チェコ		15	10	12.5/0	12.5	12.5
12. デンマーク		20	10	10/0	15	15
13. エジプト		15	15	15/0	15	15
14. フィンランド		15	10	10/0	15/10	15
15. フランス		15	10	15/10/0	10	10
16. ドイツ	1	15	10	10/0	15/10	10
17. 香港	6	10	5	10	5	5
18. ハンガリー	3	15	15	15/0	15	20
19. インド		15	10	10/0	15	10
20. イラン		7	7	10/0	12	7
21. イタリア		15	10	15/0	15/10	12
22. 日本		15	10	10/0	10	10
23. ヨルダン	3	10	10	10/0	10	20
24. 北朝鮮		10	10	10/0	10	10
25. 韓国	2	15	10	10/0	15	10
26. クウェート		10	10	5/0	20	10/0
27. ルクセンブルク	1	15	10	10/0	12.5	10
28. マレーシア	4	10	10	10/0	10	12.5
29. メキシコ		10	10	10/0	10	10
30. モンゴル		10	10	10/0	10	10
31. モロッコ		10	10	10/0	10	10
32. オランダ		15	10	10/0	10	9
33. ニュージーランド	3	15	15	10/0	15	20
34. ノルウェー		15	15	10/0	15/10	15
35. パキスタン	1	15	10	15/0	15	10
36. パプアニューギニア	1,5	15	15	10/0	10	15
37. フィリピン		20	15	15/10/0	15	20
38. ポーランド		15	10	10/0	15	10
39. ポルトガル		10	10	10/0	10	10
40. カタール		10	10	10/0	5	10
41. ルーマニア		15	12.5	12.5	15/12.5	12.5
42. ロシア		15	15	15/0	15	12.5
43. セーシェル	3	10	10	10/0	10	20
44. シンガポール		15	10	10/0	15	15
45. スロバキア		10	10	10/0	15/10	10
46. 南アフリカ共和国	3	15	10	10/0	10	20
47. スペイン		15	10	10/0	10	10
48. スリランカ		15	15	15/0	15	20
49. スーダン		10	10	15/0	10	10
50. スリナメ	5	15	10	10/0	15	15
51. スウェーデン		15	10	10/0	15/10	15
52. スイス	1	15	10	10/0	12.5	10
53. シリア		10	10	10/0	20/15	10
54. 台湾		10	10	10/0	10	5
55. タイ		20	15	15/0	15	20
56. チュニジア		12	12	12/0	15	12
57. トルコ		15	10	10/0	10	10
58. ウクライナ		15	10	10/0	10	10

59.アラブ首長国連邦	10	10	5/ 0	5	5
60.イギリス	15	10	10/ 0	15/10	10
61.アメリカ合衆国	15	10	10/ 0	10	10
62.ウズベキスタン	10	10	10/ 0	10	10
63.ベネズエラ	1	15	10/ 0	20	10
64.ベトナム	15	15	15/ 0	15	10
65.ジンバブエ	1,5	20	10/ 0	15	10

注記：国名の後の番号が以下の注記に該当する。

1. インドネシア国内で提供されたテクニカル、マネジメント、コンサルティングサービスへの対価に対する源泉税率は、スイスが 5%、ドイツが 7.5%、ルクセンブルク、パプアニューギニア、ベネズエラ、ジンバブエが 10%、パキスタンが 15%である。
2. 国際線の船舶、航空機の事業から得られる収益は VAT が相互に免除される。
3. 租税条約の条項には支店の税引後利益に対する税率が明示されていないため、インドネシア税務当局は、インドネシアの国内税法の税率（20%）が適用されると解釈している
4. ラブアンのオフショア会社（1990 年のラブアンオフショア事業活動税務規則に基づく）は租税条約の恩恵をえることはできない。
5. 批准済であるが、まだ発効しておらず批准書の交換が留保されている。発効日は 2014 年 1 月 1 日を予定している。
6. 実施につきインドネシア側の発効は 2013 年 1 月 1 日で香港側は同年 4 月 1 日である。

租 稅 条 約

恒久的施設（PE）のタイムテスト

特定の活動は、それが「タイムテスト（一定の期間）」を超えてインドネシアでなされると PE を発生させる。以下の表は、関連する租税条約で特定されたこれらの活動についてのタイムテストの要約である。

	建物の建設	機械設備の据付	組立作業	監督作業	その他のサービス
1. アルジャリア	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月
2. オーストラリア	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
3. オーストリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
4. バングラディッシュ	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
5. ベルギー	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
6. ブルネイ	183 日	3 カ月	3 カ月	183 日	3 カ月
7. ブルガリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
8. カナダ	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
9. 中国	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
10. クロアチア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
11. チェコ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
12. デンマーク	6 カ月	6 カ月	3 カ月	6 カ月	3 カ月
13. エジプト	6 カ月	4 カ月	4 カ月	6 カ月	3 カ月
14. フィンランド	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
15. フランス	6 カ月	-	6 カ月	183 日	183 日
16. ドイツ	6 カ月	6 カ月	-	-	-
17. 香港	183 日	183 日	183 日	183 日	183 日
18. ハンガリー	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	4 カ月
19. インド	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日

	建物の建設 据付	機械設備の 据付	組立作業	監督作業	その他の サービス
20.イラン	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	183日
21.イタリア	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
22.日本	6カ月	6カ月	-	6カ月	-
23.ヨルダン	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	1カ月
24.北朝鮮	12カ月	12カ月	12カ月	12カ月	6カ月
25.韓国	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
26.クウェート	3カ月	3カ月	3カ月	3カ月	3カ月
27.ルクセンブルク	5カ月	5カ月	5カ月	5カ月	-
28.マレーシア	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
29.メキシコ	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	91日
30.モンゴル	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
31.モロッコ	6カ月	-	6カ月	6カ月	60日
32.オランダ	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
33.ニュージーランド	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
34.ノルウェー	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
35.パキスタン	3カ月	3カ月	3カ月	3カ月	-
36.パプアニューギニア	120日	120日	120日	120日	120日
37.フィリピン	6カ月	3カ月	3カ月	6カ月	183日
38.ポーランド	183日	183日	183日	183日	120日
39.ポルトガル	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	183日
40.カタール	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月
41.ルーマニア	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	4カ月
42.ロシア	3カ月	3カ月	3カ月	3カ月	-
43.セーシェル	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
44.シンガポール	183日	183日	183日	6カ月	90日
45.スロバキア	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	91日
46.スペイン	183日	183日	183日	183日	3カ月
47.南アフリカ共和国	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	120日
48.スリランカ	90日	90日	90日	90日	90日
49.スーダン	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
50.スリナメ	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	91日
51.スウェーデン	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
52.スイス	183日	183日	183日	183日	-
53.シリア	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	183日
54.台湾	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	120日
55.タイ	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月
56.チュニジア	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
57.トルコ	3カ月	3カ月	3カ月	3カ月	183日
58.アラブ連邦	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月
59.ウクライナ	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	4カ月
60.イギリス	183日	183日	183日	183日	91日
61.アメリカ合衆国	120日	120日	120日	120日	120日
62.ウズベキスタン	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
63.ベネズエラ	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	-
64.ベトナム	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	3カ月
65.ジンバブエ	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月	183日

減価償却と償却

有形固定資産の減価償却

耐用年数が1年を超える有形資産の取得費用は、以下の分類に従い、未償却残高法（定率法）あるいは定額法のいずれかを選択し継続適用して、取得月から減価償却する。

1. 第1分類 - 耐用年数が4年以下 50% 定率法、または 25% 定額法

例：コンピュータ、プリンター、スキャナー、木製・ラタン製家具および設備、オフィス機器、モーターバイク、特定産業／サービス業用の特殊工具器具、キッチン器具、農・林・漁業の手工具、飲食業で使用される軽機器、公共輸送に使用される自動車、セミコンダクター業の設備、深海錨器具レンタルや移動体通信サービスのための基地局管理局の工具とアクセサリー

2. 第2分類 - 耐用年数が4年超8年以下 25% 定率法、または 12.5% 定額法

例：金属製家具・器具、エアコン、自動車、バス、トラック、スピードボート、コンテナ等、農・林・漁・飲食・軽機械工業で使用される機械、製材機器、建設機械、輸送用重車両・倉庫・通信・テレコム設備、セミコンダクター業の設備、深海錨器具レンタルの工具、移動体通信サービスのための基地局管理局の工具

3. 第3分類 - 耐用年数が8年超16年以下 12.5% 定率法、または 6.25% 定額法

例：石油・天然ガス以外の採掘用機械、繊維・材木・化学・機械工業用の機械、重機器、輸送・通信用のドック・船舶、他の分類に含まれていないその他の資産

4. 第4分類 - 耐久年数が20年 10% 定率法、または 5% 定額法

例：建設用重機器、機関車、鉄道車両、船舶、ドック

5. 建物類

耐久年数が20年の常設建物	- 5%定額法
耐久年数が10年の非常設建物	- 10%定額法
(建物のコストには建設権に関わる不動産取得税(BPHTB)を含む)	

各分類に属する資産の詳細リストが財務大臣令によって公布されている。また、これとは別に、石油・ガス産業用の減価償却資産リストも財務大臣令によって規定されている。

特定産業（即ち、林業、プランテーション、畜産業）と KAPET「経済発展統合地区」(5ページ参照)で使用される資産には特別のルールが適用される。

減価償却と償却

無形資産の償却 (Amortization)

恩恵年数が 1 年を超える無形資産および費用（建物使用権、商業使用権、土地建物使用権や「のれん(Good will)」を含む）には次の償却方法が適用される。

1. 恩恵年数に応じて、「有形固定資産の減価償却」の分類 1、2、3、4 に示された率の定額法または定率法で償却する。

第 1 分類	—	4 年
第 2 分類	—	8 年
第 3 分類	—	16 年
第 4 分類	—	20 年

分類は最も近い耐用年数を基準に決定される（すなわち、恩恵年数が 6 年の無形資産は第 1 分類か第 2 分類のどちらかを適用、恩恵年数が 5 年の無形資産は第 1 分類となる）。

2. 創業費、増資に係わる費用は、支出が発生した時点で全額損金算入するか、あるいは以下の比率で定率法または定額法で償却する。

第 1 分類	—	50% 定率法	または 25% 定額法
第 2 分類	—	25% 定率法	または 12.5% 定額法
第 3 分類	—	12.5% 定率法	または 6.25% 定額法
第 4 分類	—	10% 定率法	または 5% 定額法

3. 石油・天然ガスの採掘権の取得費用（恩恵年数が 1 年を超えるもの）は、生産高比例法 (Production –unit method) で償却する。
4. 採鉱権取得費用、森林使用権およびその他の天然資源開発権取得費用（恩恵年数が 1 年を超えるもの）も生産高比例法で償却するが、この場合、年間償却額が 20% を超えてはならない。
5. 商業活動開始以前の費用で恩恵年数が 1 年を超えるものは、資産計上して上記 2. の比率に従い償却する。

資産移転

会社の資産（土地と建物を除く）の売却からは、資産売却益もしくは資産売却損が計上される。売却損益の金額はその実際の売却価格と当該資産の税務上の簿価との差額によって決定される。資産売却益は課税対象となるが、資産売却損はその資産が事業の遂行上必要とされる場合だけ（即ち、課税利益を稼得・回収・保証する場合だけ）税務上の費用となる。

固定資産の再評価

国税総局（DGT）の承認を得て、ルピア会計を行っている居住法人と恒久的施設（PE）は、税務目的でその固定資産を再評価することができる。

減価償却と償却

固定資産の再評価（続き）

また、5年に1回を限度とする。再評価は、会社が所有しインドネシアに所在する全ての事業関連資産（但し、土地と建物は再評価からはずすこともできる）を含めなければならぬ。国税総局（DGT）に承認を求める前に、再評価をしようとする会社はその未納付の税債務を全て支払っていること（納税者に未納付の税債務がないこと）が確認されなければならない。

再評価は市場価格もしくは公正価格に基づいてなされなければならない、市場価格は政府公認の鑑定会社によって決定されるが、DGTの調査により、その鑑定価格がそれら資産の市場価格、または公正価格を表していないとされる場合はDGTによって修正される。

承認が下りたら、償却性資産に関する限りその減価償却を、新しい税務上の簿価（承認価格）に基づき、新規に資産が取得されたと同様に完全な耐用年数を適用して行わなければならない。

再評価された資産の公正な市場価額がその税務上の簿価を超過した金額は、10%の源泉分離課税（final income tax）の対象とされる。財政難に直面している納税者は、DGTの特別承認に基づいて、この税金を12カ月に渡って分割納付することが認められる。

第1分類と第2分類に入る固定資産は少なくともその耐用年数が終了するまで保持しなければならない。土地、建物と第3分類と第4分類に入る資産はその再評価日から少なくとも10年間は保持しなければならない。資産がその最低保有期間の終了する前に売却・譲渡された場合には、上記に加えて10%の源泉分離課税が追加課税される。

ただし、以下には適用しない、

- a. 政府の決定や方針もしくは裁判所の判決に基づくフォース・メジャー（強制執行）による資産の移転
- b. 中立の事業合併、統合、事業分割の中での移転
- c. 修復不可能な損害のため会社の固定資産の撤去

付 加 価 値 稅

概要

付加価値税（Value Added Tax、VAT）法が改訂され、2010年4月1日より施行された。付加価値税は、基本的にインドネシア関税地域内での、課税物品の引渡しや課税サービスの提供の事象があったときに課税される。課税対象の事象には以下のものが含まれる。

- a. 会社による関税地域内での課税物品の引渡し
- b. 課税物品の輸入
- c. 会社による関税地域内での課税サービスの提供
- d. 関税地域外で創造された無形の課税物品（財産権）の課税地域内での使用と消費
- e. 課税地域外で創造された課税サービスの課税地域内での使用と消費
- f. 課税会社による（有形・無形の）課税物品の輸出
- g. 課税会社による課税サービスの輸出

課税物品の引渡しは非常に広義に定義され、次のものが含まれる。

- a. 契約に従った課税物品の権利の引渡し
- b. 買取権付きのリースやファイナンス・リース契約に従った課税物品の移転
- c. 仲介業者や入札官への課税物品の引渡し
- d. 課税物品の自家使用や無償提供
- e. 元々販売目的ではない会社解散時の在庫または資産の形態での課税物品の残余
- f. 会社内での課税物品の引渡し（例えば、支店間、本店と支店間）、但し、会社が国税総局（DGT）からVAT申告の集中化の承認を得ている場合を除く
- g. 委託物品の引渡し
- h. シャリア・ファイナンスの態様での課税業者からの課税物品の引渡し。引渡しが、課税業者から当事者に課税物品が必要なために直接に起こるとみなされるため。

税率と課税基礎額

VATの税率は基本的に10%であり、政府規則により5%から15%の範囲で増減できる。しかしながら、サービスの輸出と同様に有形・無形の課税物品の輸出に係わるVATは0%である。0%のVAT税率に対し一定の制限がサービス輸出に適用される。

VATは関連する課税基礎額にVATの税率が適用して計算される。ほとんどの場合、課税基礎額は当事者間で合意された取引価額である。特定の事象や状況、その他の要因について、課税基礎額として使用されるのは、以下の金額でなければならない。

- a. 市場価格 一関連当事者間の取引、会社清算時の課税物品の在庫の残余と当初売却を予定していなかった（在庫以外の）資産の売却
- b. 売上原価（売価マイナス粗利）－自家消費、課税物品の無償供与と社内引渡し（支店間や本店支店間など）
- c.. 落札価格 一入札官の仲介業者への課税物品の引渡し
- d. 合意価格 一中間商社を通じた課税物品の引渡し
- e. 平均売却価格 一ビデオ・オーディオ録音製品
- f. フィルムごとの平均業績 一映画, g, 12百万ルピア 一輸入映画のコピーにつき
- h. 土地の取得価格を除く発生・支払原価の20% 一建物の自家建設
- i. 小売価格 一タバコ製品の引渡しと輸入
- j. 実際請求額の10% 一一括船積みサービス、旅行と旅行代理店サービス
- k. 金宝石の引渡での販売価格の20%、金宝石関連の向上で実施されるサービスを含む
- l. 乙仲料金を含む請求での乙仲（freight forwarding）サービスの引渡しの実際請求の10%

付 加 価 値 稅

法律で別記されない限り、全ての物品とサービスが課税物品と課税サービスとなる。税法上の「ネガティブリスト」は、以下に分類される物品とサービスについて、「非課税」として明記される。

非課税物品 :

- a) 原油、天然ガス、地熱エネルギー、砂・採石、未加工の石炭、鉄鉱石、スズ鉱石、銅鉱石、銀鉱石、ボーキサイト等、鉱脈から直接採集される鉱産物
- b) 生活必需品：米、食塩、トウモロコシ、大豆、サゴ（原生林から採取する食用粉）
- c) ホテル、レストラン等で提供される飲食物、持ち帰りかどうかを問わず、ケータリング業者によって持ち込まれた飲食物も含む
- d) 貨幣、金、有価証券

非課税サービス :

- a) 医療サービス
- b) 福祉（例えば、孤児、葬儀）サービス
- c) 切手を使用する郵便サービス
- d) 金融サービス
- e) 保険サービス
- f) 宗教サービス
- g) 教育サービス
- h) 美術、エンターテイメント・サービス
- i) 広告宣伝用でないテレビ・ラジオ放送サービス
- j) 陸海の公共輸送、国際航空サービス
- k) マンパワー・サービス
- l) ホテルサービス
- m) 政府機関による公共サービス
- n) 駐車場サービス
- o) 硬貨を使った公共電話サービス
- p) 郵便為替を使った送金サービス
- q) フード・ケータリングサービス

付加価値税（VAT）の申告

課税業者（PKP / Pengusaha Kena Pajak）に指定された会社と個人は、毎月その事業活動を報告し、それに伴う VAT 債務を支払うことが義務付けられている。その結果として、基本的に VAT は各事業所ベースで処理され、それ故、会社がそれぞれ管轄地域が異なっている地方税務署（KPP）の下にあるいくつかの事業所（支店）を通じて事業を運営している場合には、管轄地の地方税務署（KPP）ごとに登録しなければならない。このような状況においては課税物品の社内（支店間）引渡しは VAT の対象となる。

しかしながら、国税総局（DGT）に書面で通知を提出して、会社はその VAT 申告を集中化することができ、それにより課税物品の社内引渡しを VAT の対象から除外できることになった。また、一定の税務署（PMA税務署、バドラ税務署、上場会社・大規模納税者税務署（LTO）や中規模（マディア）納税者税務署（MTO））に登録している会社は、

VAT 申告を集中化して行うことが要求される。

付 加 価 値 稅

インプット・アウトプットの仕組み

VAT 債務は基本的にインプット・アウトプットの仕組みで精算される。基本的に課税商品や課税サービスの売り手は、買い手に VAT を請求する。売り手の立場からはこの VAT はアウトプット VAT（仮受 VAT、売上 VAT）である。買い手は VAT を売り主に支払わねばならず、これは買い主の立場からはインプット VAT（仮払 VAT、仕入 VAT）である。課税物品が買い手の事業に関連している範囲で、このインプット VAT は買い手のアウトプット VAT と相殺できる。同様に、売り手もアウトプット VAT と課税物品や課税サービスを取得した時に払ったインプット VAT とを相殺する。

特定の月のアウトプット VAT の累計額が同じ期間のインプット VAT の累計額を上回った場合、納税者は翌月末日までに、又は VAT 申告期限の前に、その差額、即ち超過分を納税する義務がある。反対に、特定の月のインプット VAT の累計額が同じ期間のアクトプット VAT の金額を上回った場合は、納税者は、年度末なら払い戻し還付の請求をすることができ、又は通常月は払い過ぎた分を翌月に以降に繰り越すことができる。

輸入と自己申告の VAT

輸入品にかかる輸入 VAT と外国からのサービスフィー（技術援助サービス等）の消費や無形財産権（ロイヤルティ等）の使用料に係わる「自己申告の VAT」は、標準的なインプット・アウトプットの仕組みの範囲で理解することができる。

つまり、非居住者の売り手もしくはサービス提供者はインドネシアの買い手・輸入者に VAT を請求することができない（即ち、VAT インボイスを発行することができない）ので、インドネシアの買い手・輸入者が、非居住者の売り手もしくはサービス提供者に代わって、その VAT を納付しなければならない。その輸入された物品や受けたサービスが輸入者・サービスの受領者の事業遂行に関連している限り、それらのインプット VAT（輸入 VAT と自己申告の VAT）は、アウトプット VAT との相殺控除ができる。

VAT 徴収役

しかしながら、「VAT 徴収役 (VAT Collector)」への課税物品と課税サービスの引渡しは、標準的な仕組みの例外である。現在、VAT 徴収役は、国庫 (State Treasury)、国営企業 (BUMN) か、生産分与契約 (PSC) の会社のいずれらかである。

その名前が示すように、VAT 徴収役は、課税物品・課税サービスの引渡しにかかる課税業者(売り手)への VAT を徴収し、売り手やサービス提供者に VAT を支払うのではなく、直接政府に納付することを要求されている。VAT 徴収役に課税物品や課税サービスの引渡しに従事する会社は、したがって、VAT の過払いになる傾向がある。(25 ページの VAT の還付を参照のこと)。

インプット VAT の相殺

VAT は月次ベースで国税総局 (DGT) に申告される。特定の課税期間（月）のインプット VAT は、基本的には同じ課税期間のアウトプット VAT に対して相殺控除されなければならないが、その特定の課税期間の終了のあと 3カ月以内ならまだ相殺ができる。但し、インプット VAT を費用に計上していないこと、税務調査が未だ入ってないことが条件となる。

VAT インボイスが「有効」である（適切に作成されている）ことは、インプット VAT を

相殺に使用するために特に大事である。VAT インボイスには、以下の最低限の情報として確実に記載されている必要がある。

付 加 価 値 稅

インプット VAT の相殺（続き）

- a. 課税物品・サービス提供者の氏名(社名)、住所、納税者番号
- b. 物品・サービス購入者の氏名(社名)、住所、納税者番号
- c. 物品・サービスの種類、数量、販売価格、料金、(ある場合は)割引額
- d. VAT 徴収額
- e. 高級品売上税の徴収額（対象となる場合）
- f. 請求書のコード番号、連番、発行日付
- g. 請求書に署名権を持つ管理者の氏名、役職名、署名

この上記の最低限の情報記載の要求を満たしていないと、そのインプット VAT インボイスは、相殺控除に使うことができない。

VAT インボイスは以下の時点で発行されなければならぬ。

- a. 課税物品や課税サービスが引渡された時点
- b. 課税物品や課税サービスの引渡し前に支払いが受領された場合は、支払が受領された時点
- c. 作業段階で部分的引渡しある場合、契約条件に基づく支払が受領された時点
- d. 財務省規則で規定されるような場合、その規定される時点

VAT の還付

還付申請は会計年度末に行うことができる。国税総局（DGT）は、要件を完備した還付申請を受領した後、税務調査を行い、12カ月以内に VAT 還付申請に決定を下さなければならない。もし 12 カ月以内に決定が出ない場合は法律により還付申請は承認されたとみなされる。

VAT 還付のための関連する証拠資料は申請日から 1 カ月以内に国税総局に提出されなければならない。1 カ月を過ぎて DGT に提出された全ての書類については、国税総局は VAT 還付の計算において無視することが許される。

「優良納税者（golden taxpayer）」に指定された納税者は早期（税務調査前）に VAT 還付を受ける資格が付与される。「優良納税者」の指定は、一定の期間内に税務申告書を、適時に遅滞無く提出している、犯罪関与がないなどといった一定の基準を充足した納税者に対して国税総局（DGT）から資格付与された地位である。この基準に従って、DGT は毎年、一定の納税者を優良納税者に指定している。納税者が一度この資格を付与されると、会社は早期 VAT 還付の申請をするとみなされ、この特権を使いたくない場合は DGT に書面で通知しなければならない。

税務調査前の還付は、要件を完備した還付申請を受領した後、VAT 申告書を検証するだけで 1 カ月以内になされねばならない。国税総局（DGT）は、早期 VAT 還付がなされた後に税務調査を行うことができ、その税務調査の結果、納税者が本来還付されるべき金額よりも多く VAT 還付を受けていた場合、その超過金額には 100% の罰金が課せられる。

一定の納税者（物品やサービスの輸出業者、開業前段での VAT 徴収役への供給業者、VAT が徴収されない物品やサービスの供給業者で、一定の条件を満たす場合は毎月次で還付申請をすることができる。

付 加 価 値 稅

税務優遇措置

政府規則に基づいて、一定の納税者に「VAT は徴収されない」もしくは「VAT は免除される」との形式で税務優遇措置が与えられている。これらには以下の制度がある。

保税地区（Bonded zone/ Kawasan Berikat, KB）

保税地区（KB）のステータスは基本的に輸出志向の製造会社からの要請に基づき財務省により付与される。その目的は、輸出活動が自動的に還付承認にならない結果としてインプット VAT 及び高級品売上税（LST）の過払での「遊んでいる資金」を最小限にすることにある。従って、保税地区のステータスは、次の場合に、「VAT は徴収されない、また VAT は免除される」形での税務優遇措置となっている。

- さらなる加工のための物品の輸入もしくは国内仕入
- 該当する保税地区的会社だけで使用される事務機器の輸入
- 該当する保税地区的会社だけ、もしくは会社内だけで使用される生産活動の直接関連する工場設備と機械の輸入

保税会社（保税地区的ステータスを持つ会社）間および保税会社とその下請けとの間の物品の移動は同様の税務優遇措置が適用される。従って、次の物品の移動には VAT と高級品売上税（LST）はともに徴収されない。

- 保税会社から他の保税会社へ、さらなる加工のための製品の出荷
- 保税会社から、関税地域内の保税でない会社への物品／原材料の出荷、これは保税でない会社が保税会社と下請け契約があり、保税でない会社でさらに加工された物品を保税会社に再出荷する場合
- 保税会社から他の保税会社もしくは関税地域内の保税でない会社への工場機械や工場機器の貸し出し、かつ、下請け契約の中で同じ工場機械や工場機器を保税会社に再出荷する場合

外国無償援助、外国借款で資金調達された政府プロジェクト

元請の建設会社、建設コンサルタントと仕入先は、外国無償援助・外国借款で資金調達された政府プロジェクトに関連する輸入物品と外国の課税サービス・外国の無形財産権の使用について、付加価値税（VAT）・高級品売上税（LST）と輸入税（pph22）は徴収されない（6 ページを参照）。

戦略的物品の付加価値税免除

戦略的物品として規定される課税物品の輸入・国内供給は VAT が免除される。戦略的物品の指定は政府規則によって規定されており、現在、以下の物品が指定されている。

- a) 課税製品を製造するために必要な機械・工場設備の資本財
- b) 農産物、栽培品、獵獲物、家畜の飼育、漁獲物および養殖品

付 加 価 値 税

戦略的物品の付加価値税免除（つづき）

- c) 電気代、ただし、6,600 ワット超の電力を必要とする高級住宅を除く
- d) 上水道会社によって供給される水の料金
- e) 牛・鶏・魚類の飼育・それらの養殖用の餌とその原材料
- f) 農林業・酪農業用の種子類

その他のVAT免除

特定の国家目的の達成を支援するため、以下の課税対象物品・サービスの輸入・供給について VAT が免除される。

- a) 軍隊や警察に使用される兵器・弾薬、運搬車両や装具
- b) 法定予防接種用の小児麻痺ワクチン
- c) 教科書、宗教関係書籍
- d) 国内の商業用・漁業用船舶と部品類
- e) 国内航空会社による航空機と部品類
- f) PT Kereta Api Indonesia 社による鉄道車両と部品類
- g) 低価格の住宅と低層アパート、学生用住居
- h) PT Kereta Api Indonesia 社に対する鉄道車両の維持・修繕サービス
- i) 国内の商業船会社や国内の漁業会社が受けるサービス、船のレンタルや港湾サービス、船舶修理やドックサービスを含む
- j) 国内の商業航空会社が受けるサービス、飛行機レンタルや修理サービスを含む
- k) 低価格の住宅、低層アパート、宗教上の礼拝目的建物の建設サービス
- l) 低価格の住宅のレンタル

高 級 品 売 上 稅

VAT 以外に、特定の課税製造物品の供給と輸入には高級品売上税（Luxury-goods Sales Tax, LST、奢侈品税ともいう）が課税される。特定の物品には LST は一度だけ課税される、即ち、その物品の輸入時、または居住者の製造業者によって他の企業に物品を供給した時のどちらかに課税される。LST は VAT と一緒に月次で申告される。物品の輸入者または製造業者は LST を支払う責任がある。

LST の表示税率の要約は下記の通りである。要約に含まれる特定の品目は、それが常に LST が課税されること意味するものではないことを注意する必要がある。特定の品目に LST が課税されるかどうかは、特定の物品やその他の特質、容量、サイズや価格等の要素により決定される。

特定の品目に LST が課税されるかどうか、またその LST の税率を確認するためは、関連する HS コード（Harmonized System Code）に照らして関税率表（Customs Book）を参照する必要がある。VAT と LST の法律では、LST は最高 200%まで課税可能であるが、現在、LST の税率は 10%から 75%である。

課税対象品（自動車を除く）

	% 10	% 20	% 30	% 40	% 50	% 75
グループ						
a. 家庭用品、冷蔵庫、ヒーター、テレビ受信機、乾燥機、空気清浄機	●	●				
b. スポーツ器具・用品	●		●		●	
c. エアコン、食器洗浄機、乾燥機、電子レンジ	●	●				
d. ビデオ録画機と再生機	●					
e. 写真および撮影器機と関連アクセサリー	●					
f. 高級住宅・アパートメント、コンドミニアム、タウンハウス		●				
g. 香水		●				
h. 船舶、カヌー等（政府、公共用を除く）			●	●		
i. 楽器		●				
j. アルコール飲料				●		●
k. 革・合成革製品				●		
l. 絹・羊毛製のカーペット				●		
m. クリスタル製のテーブル、台所用品、化粧用品、オフィス用・室内用の装飾品				●		
n. 貴金属とそのコーティング、真珠製品（それらのミックスを含む）				●		●
o. 気球、飛行船、グライダーなどの無動力飛行機				●		
p. 弾丸とピストルその他の武器類（政府用を除く）			●	●	●	
q. 靴類				●		
r. 家庭・オフィス用の家具・備品				●		
s. 陶磁器				●		
t. 石製品（縁石を除く）				●		
u. 毛皮・羽毛製のカーペット					●	
v. 飛行機（政府・商業用を除く）					●	
w. 高級クルーザー（政府・公共用を除く）						●

高 級 品 売 上 税

課税対象品- 自動車

自動車の種類	駆動数	エンジン	排気量 (CC)	税率 (%)
乗用車、座席数 10 以下				
● セダン・ステーションワゴン	全種	ガソリン	1500 以下 1500 超 3000 以下 3000 超	30 40 75
	全種	ディーゼル・セミディーゼル	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500 超	30 40 75
● セダン・ステーションワゴン以外	4x2	ガソリン	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500 超 3000 以下 3000 超	10 20 40 75
	4x2	ディーゼル・セミディーゼル	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500 超	10 20 75
	4x4	ガソリン	1500 以下 1500 超 3000 以下 3000 超	30 40 75
	4x4	ディーゼル・セミディーゼル	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500	30 40 75
乗用車、座席数 10-15	全種	全種	全種	10
ダブルキャビン車	全種	全種	全種	20
特別目的の自動車				
● 全タイプのゴルフカート				50
● スノーモービル、ビーチ用モービル				60
● キャンプまたは住居用のトレーラー、キャラバン				75
二輪車			250 超 500 以下 500 以上	60 75

印 紙 稅

インドネシアにおける印紙税は、書類の種類等に応じて、6,000 もしくは 3,000 ルピアと少額である。

印紙税の対象となる書類には次のようなものがある。

- a. 同意書、その他の書状（委任状、贈呈書、証書など）、事実・行為・条件の証拠／証明となる書類
- b. 公証証書とそのコピー
- c. 土地権利登記役人（PPAT/ Pejabat Pembuat Akta Tanah）によって作成された土地の権利証書とそのコピー
- d. 金額が記載してある以下のような書類
 - 金銭領収書
 - 銀行の預金証明書
 - 銀行口座の残高証明書
 - ローンの部分的・全額返済に関する領収書、通知書など
 - 様々な重要書類、例えば手形、支払約定書、受取書など
 - すべての有価証券類
 - 小切手
- e. 裁判所において証拠として利用される書類
 - 通常の書簡または内部書類
 - 本来の使用目的では印紙税免除である書類であっても、その本来の目的を離れて他の目的のためあるいは他の関係者に使用されるもの

上記、a.b.c. と e. は 6,000 ルピア、d. は記載されている金額が 1,000,000 ルピアを超える場合は 6,000 ルピア、金額が 250,000 ルピア以上 1,000,000 ルピア以下の場合は、3,000 ルピアの印紙税の対象となる。金額記載が 250,000 ルピア未満の場合は印紙税の対象とならない。小切手については記載金額に関係なく一律 3,000 ルピアの印紙税の対象となる。

土 地 ・ 建 物 （ 不 動 产 ） 稅

土地・建物税（PBB / Pajak Bumi dan Bangunan）は、不動産税であり、免除されていない限り、すべての土地、または建物、もしくはその両方に課される。土地・建物税が課せられない土地・建物が記載される「ネガティブリスト（土地建物税の免除リスト）」に含まれるものは以下の通りである。

- 中央及び地方政府により統治目的で使われるもの
- 宗教、社会福祉、医療関係、教育と文化の分野で公共の福祉だけを目的として使われ、利益の稼得を目的としないもの
- 墓地や考古学的遺跡等のために使われるもの
- 保護森林、自然保護地区、観光のための森林、国立公園、村落の管理下にある牧草地、その他の国有地を構成するもの
- 大使館・領事館に使われるもの、但し相手国がインドネシアに対して同様の措置をとることを条件とする
- 財務省によって決定された特定の国際組織の事務所や駐在員事務所に使われるもの

土地・建物税は歴史的に土地・建物税法により統轄されていたが、2010年からは、土地・建物税法は、地方税・罰則法（Pajak Daerah dan Retribusi Daerah/ PDRD）により統轄される地方税の一部となった。経過措置として、土地・建物税法は、地方政府規則（Peraturan Daerah/PERDA）が発行されてない限り2013年12月31日まで引き続き適用される。地方政府規則が発行された場合、適用される税率は地方政府規則が規定する料率である。2013年3月現在、インドネシアのほとんどの地方政府が地方政府規則を発行している。

地方政府規則の下での土地・建物税法の範囲は、別個の規則により管轄される森林・プランテーションと鉱業地域を除く、すべての土地と建物が対象となる。

土地・建物税法の下での税率は0.5%であるが、土地の特定の区画に対する実際の税額は、土地・建物の「税務売価（NJKP, Nilai Jual Kena Pajak）」にその税率を掛けて計算される。税務売価は、特定の土地の「不動産課税評価額（NJOP, Nilai Jual Objek Pajak）」のあらかじめ決められた割合である。現在、NJKPは20%（NJOPが10億ルピアまで）または40%（NJOPが10億ルピア超）のどちらかで規定される。政府は税務売価（NJKP）の比率を不動産課税評価額（NJOP）の100%にまで増加することができる。この結果、現在の土地・建物税の実効税率は、不動産課税評価額の0.1%、または0.2%である。

不動産課税評価額（NJOP）は財務省に代わり国税総局によって決定され、関連する地方の経済発展状況に応じて1年から3年ごとに更新される。財務省のガイドラインに従って、NJOPは関連する地方の土地・建物の市場価値を考慮に入れなければならない。土地・建物の区画がプランテーション、林業、鉱業や植林の分野の事業に使われる場合は、NJOPはまた、それらに適用される投資標準（Investment Standard）も考慮に入れなければならない。

土地・不動産税（PBB）は、国税総局から発行される公式査定書（SPPT）に従って毎年支払う義務がある。

納税義務者につき、「土地の権利を所有する」、「建物を所有または管理する」、「それら土地・建物から恩恵を受けている」個人または組織が、その土地・建物の区画に関する土地・建物税の納税義務者である。納税者は、現在、最大で2,400万ルピアまでは非課税NOJPとされて税金を免除される。財務省は法律によって、この非課税NJOPの金額を改訂する権利が認められている。

土 地 ・ 建 物 （ 不 動 产 ） 税

地方税・罰則法（PDRD）のもとでは、土地・建物税率は最大で 0.3%で、税金額は、不動産課税評価額（NJOP）の非課税分を減額したとの NJOP に税率を適用して計算される。非課税分の NJOP は最低で 1,000 万ルピアである。これらの変更はすべて地方政府規則（PERDA）を発行して行う必要がある。

土地・建物の権利の譲渡税

土地・建物（L&B）の権利を譲渡する場合には、譲渡する側に土地・建物の権利譲渡にかかるみなし利益に関して所得税が発生する。この税金は「譲渡総額（税金ベース）」の 5% に設定されている。

しかしながら、不動産開発事業を営む納税者がなした簡易ハウスと簡易アパートメントの譲渡に関しては、税率は 1% である。この税金は譲渡人に土地・建物の権利を移転するまでに支払われなければならない。支払われる税金は全て最終税金となる。

一般に、この「税金ベース」の金額は、関連する土地・建物譲渡の公正証書に記載される譲渡金額か、政府の公定土地価額（「NJOP」）のどちらか高い方に特定される。しかしながら、政府への譲渡では「税金ベース」の譲渡総額は、関連する政府官によって公式に規定された金額である。政府主催のオークションの場合、この譲渡総額はオークションの関連する公正証書に記載された金額である。

公証人は、この 5% の税金が全部支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることを禁じられている。

土地・建物の権利（不動産）取得税

土地建物の権利の移転があると、基本的にその権利を受けたか又は取得した側に、不動産取得税（BPHTB、DAL&BR、Duty on the Acquisition of L&B Rights）が発生する。課税対象となる土地建物の権利の移転には、売買取引、下取り取引、贈与、相続、会社への寄付、権利の分割、入札での買い手指名、法律の強制力に基づく判決の執行、事業合併、事業結合、事業拡張、賞品授与が含まれる。一定の非事業目的の移転としての土地建物の権利の取得は、不動産取得税を免除されることがある。

不動産取得税（BPHTB）は、課税対象取得価額（NPOP）に基づき、NPOP は、ほとんどの場合、実際の市場取引価額もしくは対象となる土地不動産の不動産課税評価額（NJOP）のどちらか高い価額である。特定の取引での税額は、その対象となる NPOP から課税免除価額を差引いた金額に、税率（5%）を適用して決定される。課税免除価額は 6,000 万ルピア以下の範囲で各地方政府が決定され、また、土地建物を相続によって取得した場合の免税価額は 3 億ルピア以下の範囲で各地方政府によって決定される。政府規定にて、政府は免除価額を変更できる。

不動産取得税（BPHTB）は、基本的に公証人の前で関連する土地建物移転証書に署名した日が納税期日となる。但し、事業合併・結合・拡張の場合は、事業合併・結合・拡張の契約書の署名日が納税期日となり、入札の場合は、権限者による入札報告書の署名日が納税期日となる。

公証人はこの不動産取得税が支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることが禁じられている。

地 方 税

地方税

この冊子は、州（Province）や地方行政区（Regencies/Cities）により決定された地方税や地方課金はカバーしていない。

納 税 と 稅 務 申 告

特定の期間や年の税務債務は、基本的に、指定された納税受付銀行（Bank Persepsi）を通じて国庫へ納税され、その後、納税申告書を税務署に提出して納税明細が説明される。納税者は、特定の税金につき、月次、年次、あるいは月次と年次の両方で、納税し税務申告書を提出しなければならない。

これらの税務申告義務の要約は以下の通りである、

月次税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1、第 21／26 条（従業員）所得税	翌月 10 日	翌月 20 日
2、第 23／26 条（源泉）所得税	翌月 10 日	翌月 20 日
3、第 25 条所得税（法人税月次前払税）	翌月 15 日	翌月 20 日
4、第 22 条所得税（輸入時前払税）	翌月 10 日	翌月 20 日
5、第 4 条 2 項の（源泉）所得税	翌月 10 日	翌月 20 日
6、附加価値税（VAT）と高級品売上税（LST） — 一般企業	申告書提出前	翌月末日
7、附加価値税（VAT）と高級品売上税（LST） — VAT 徴収役	申告書提出前	翌月末日

年次税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1、法人税	事業年度末から 4 カ月目、 但し申告書提出前	事業年度末から 4 カ月目の末日
2、個人所得税	暦年末から 3 カ月目、 但し申告書提出前	暦年末から 3 カ月目の末日
3、土地建物税（PBB）	税務署からの税額通知書 (SPPT) 受領日から 6 カ月	N/A

上記の税金の支払遅延には、月利 2%（最高 48%）での遅延利息が課せられる。1 カ月以内（例えば、1 日）の遅れは遅延利息計算上、1 カ月の遅れとしてみなされ月利 2%が課される。

遅延の罰金

また申告書の提出遅延や不履行には以下の金額の罰金が課される。

申告書の種類	罰金（ルピア）
1、月次 VAT 申告書	500,000
2、その他の月次申告書	100,000
3、年次個人所得税申告書	100,000
4、年次法人税申告書	1,000,000

納 稅 と 税 務 申 告

年次申告書の提出期限の延長

年次所得税申告書に関して、納税者は法定の期限に加え年次申告書の提出期間を、最長2カ月迄延長することが許される。延長のためには法定の期日前に、法人税の仮計算書を添付して国税総局（DGT）に書面にて通知をしなければならない。法人税課税がある場合は、仮計算書をベースに延長通知の前に税金を納税しなければならない。最終確定税金計算に基づく税金額が、この仮計算額よりも多かった場合は、過少差額に対して過少分が支払われるまでの期間につき月利2%の遅延利息が課される。

警告書と税金査定書

法定の期限までに特定の税務申告書が提出されなかった場合、国税総局（DGT）は当該納税者に警告書を発行することができる。警告書は、基本的に、納税者に警告書の日付から30日以内に税務申告書を提出することを要求する。この警告書が無視された場合には、国税総局はさらに公式な税金査定書を、査定額の50%の罰金をつけて発行することができる。

申告書提出の集中化

通常、法人税と個人所得税を除き、税金は基本的に非集中化ベースで申告書が提出される。つまり、国内に広く事業単位（支店）をもつ会社は、その支店が登録されている管轄の地方税務署に納税し申告書を提出しなければならない。しかしながら、特定の指定された税務署（PMA（外資企業）管轄税務署、上場企業管轄税務署、国営企業管轄税務署とMTO（中規模納税者）管轄税務署）に登録される企業は、VAT申告を指定された税務署に集中化することが要求される。

電子申告

一般に、税務申告書の主要フォームは「伝統的」な様式（紙の書面）にて作成されなければならないが、国税総局（DGT）は、電子申告（e-tax returns）を使うこと奨励しており、電子申告では、全ての税金関連情報を国税総局から提供されるアプリケーションプログラムを使ってソフトファイル（電子ファイル）にて表示される。上記の指定された税務署に登録される納税者（23ページ参照）は電子申告が強制される。電子申告は、国税総局に、伝統的な様式（紙の書面）と管轄税務署へ税務申告書のソフトファイルを提出するか、またはアプリケーションサービス・プロバイダーを通じて提出する（e-filingという）ことができる。

会 計 帳 簿

会計帳簿

一般に、税務目的では会社の会計帳簿は、税法が別途規定していない限り、一般に公正妥当と認められる会計基準（会計原則）に従って作成保持されなければならない。通常、会計帳簿は、ルピア建てで記帳され、インドネシア語で作成されてインドネシア国内に保管されなければならない。

英語・米ドル建て記帳

国税総局（DGT）の特別承認をとて、外資企業（PMA. Penanaman Modal Asing）、外国会社の恒久的施設（PE）、その他の外国企業の子会社、海外で上場している納税者、インドネシアの会計基準書／会計原則（SAK, Standar Akuntansi Keuangan）に従って機能通貨が米ドルで財務諸表を表示する納税者は、会計帳簿を米ドル建てで行い、英語で作成することができる。集合投資契約（KIK, collective investment contract）は、米ドル建ての投資ファンドを発行するかぎり米ドル建て会計を採用する資格が与えられる。

国税総局の承認のための申請は、米ドル建て会計年度開始の 3 カ月以上前に国税総局に提出しなければならない。（訳注、新規設立会社の場合は、会社設立書の署名日から 3 カ月以内に同様な申請を行い、承認を取得すれば初年度からドル建て記帳ができる。）国税総局は 1 カ月以内に申請を決定する義務があり、1 カ月以内に決定がなされない場合には自動的に承認されたとみなされる。

政府との生産分与（PSC, Production Sharing Contract）契約や作業契約（COW, Contract of Work）で管理される企業は、国税総局への書面で通知するだけで、米ドル建て会計と英語記帳を採用することができる。この書面通知は、米ドル建て会計年度開始の 1 カ月以上前に国税総局に提出されなければならない。

会社はまた、英語で記帳しながら、ルピア建て会計を行うこともできる。その場合は、会社は英語記帳を採用する会計年度開始から 3 カ月以内に国税総局に書面で通知するのみでよい。

英語以外の外国言語の使用と米ドル以外の外国通貨での記帳は認められない。使用される通貨と言語にかかわらず、会社は基本的にルピア通貨で税務債務を支払い、（但し、PSC 会社を除く）、税務申告書はインドネシア語で提出しなければならない。法人税に関して、関連する項目は、年次法人税申告書にてドルとルピアを併記して表示される。

米ドル会計を採用する承認を取得した会社は、国税総局の特別承認に基づきルピア会計に戻ることができる。但し、一旦そのような承認が付与された場合、会社は米ドル会計を取り消してから 5 年間は米ドル建て会計採用の承認を再申請することはできない。

税務査定書と税務調査

税務査定書 (Tax Assessments)

概説

インドネシアの税制は「自己申告」制度をとっており、納税者は自ら現行の税法と税務規則に従って自己の税金を計算し、支払い、報告することを任せられている。しかしながら、税務当局は、税務調査やその他の情報に基づき、納税者が税務債務を必ずしも全部支払っていないことが発覚した場合、特定の納税者に対し税務査定書を発行できる。また、国税総局は、所定期間内に税務申告書を提出する催促状を無視した納税者に対して、又は規定の基準に従って帳簿をつけていない場合に公式な税務査定書を発行できる。

1つの税務査定書は、1つの特定の税務期間又は年度に対し、1つの特定の税金毎に発行され、基本的に次の項目を含んでいる。

- 要納税額
- その税金控除（訳注、前払税金など）
- 要納税額と税金控除との間の正味残高（過払、差引ゼロ、または支払不足）と
- 行政罰金（遅延利息や加重金）

税務査定書の種類

税務査定書には、要納税額と税金控除との正味残高に関連して、次の3種類がある。

- 過払税務査定書 (SKPLB)、要納税額が税金控除額を下回る場合
- 支払不足税務査定書 (SKPKB)、要納税額が税金控除額を上回る場合
- ゼロ税務査定書 (SKPN)、要納税額が税金控除額と同額の場合

上記の支払不足税務査定書 (SKPKB) が発行される場合は、基本的に以下の行政罰金が含まれてくる。

- 月次 2% の遅延利息、但し最大 24 カ月まで
- 所得税債務では 50% 追加
- 源泉税では 100% 追加
- VAT と LST 債務では 100% 追加

どの罰金が課されるかは、納税者が犯した間違いの種類で決まる。罰金の金額は基本的に、支払不足額に料率を掛けて決定される。

税務査定書の支払

税務査定書に基づく追徴納税額は当該税務査定書の発行日から 1 カ月以内に支払われなければならない。納税者が追徴納税額を支払わず、異議申立てに進まない場合は、追徴納税額は、物品の差押令状を使って回収される。

税務時効

2007 年の国税総則法では、国税総局 (DGT) は、2007 年までの年度については、税務債務が発生した時、税務期間（月）の終了時、もしくは税務年度（の一部）の終了時から 10 年以内に限り支払不足税務査定書を発行できるが、2013 年を超えることはない。（訳注、経過規定により 2013 年に 2007 年度以前の全ての年度の時効が成立する）。2008 年以降の年度では、支払不足税務査定書を発行できる期間（税務時効）は 5 年となった。

税務査定書と税務調査

特定の月次や年次の特定の税金に対して税務査定書が一旦発行されても、特定の期限内（対象となる税務年度により5年もしくは10年）に、税務申告書と／もしくは税務調査の中で適切に開示されなかった新しい資料や一定の情報が見つかった範囲内で、さらに「追加税務査定書（SKPKBT）」が発行されることもある。追加支払不足税務査定書（AUTAL）は、基本的に、要納税額に100%の罰金が追加される。しかしながら、納税者が、国税総局が税務調査を行いSKPKBTを発行する、前に納税者の自発的な開示にもとづきSKPKBTが発行される場合はこの追加追徴を避けることができるかもしない。

特定の期限内（上記）に税務査定書が発行されない場合には、税務申告書で報告された納税額は確定とみなされる。それにもかかわらず、裁判の判決によって納税者が犯罪を犯したと認められる場合は、特定の期限の後であっても追徴税務査定書（SKPKB）や追加追徴税務査定書（SKPKBT）が発行される場合がある。そのような状況の下で発行される追徴税務査定書や追加追徴税務査定書には、追徴額に48%の遅延利息（月利2%の24カ月分）が課される。

税務調査

会社の税務調査は、年度の特定の期間について特定の税金だけカバーする場合と、または全ての税金をカバー場合がある。税務調査は会社の現場、税務署内、もしくはその両方で実施される。

税務調査の引き金

税金還付請求は、つねに税務調査の引き金となる。国税総局は還付請求について12カ月以内に決定を下すことを要求されるため、それに応える税務調査は基本的に、還付請求日から数週間、遅くとも数ヶ月以内に開始される。法人税の還付請求の場合は、通常、全ての税金に対する完全な税務調査が入る。その他の税金の還付請求は、通常、一種類の特定の税金に対する税務調査が入る。国税総局は税務調査の範囲をその他の税金を含めて広げようとしているようである。

以下のような状況も税務調査の引き金となることがある。

- 税務申告書が過払ポジションの場合（必ずしも還付請求を伴う必要はない）
- 年次法人税申告書が税務損失を計上している場合
- 会計年度や記帳方法が変更された場合、又は固定資産の再評価がなされた場合
- 税務申告書が規定の期間内に提出されなかった場合、又警告書に記載される期日を過ぎて申告書が提出された場合、リスク分析の基づき税務調査の対象に選ばれる。
- 税務申告書が国税総局の特定の分類（開示されてない）にかなう場合（訳注；例えば、企業合併などの組織再編成や事業年度の変更など）

1カ月ルール

税務調査の対象となる納税者は税務調査官から要求された書類と情報を、要請日から1カ月以内に提供することが要求される。納税者に関係会社との取引がある場合には、これらには移転価格書類が含まれる場合もある。1カ月以内に書類と情報を提出できなかった場合は、国税総局（税務調査官）の裁量ベースで税務債務が決定されることがある。その書類と情報が1カ月以内に提出されない場合には、納税者は査定された税金額を後日論争するためにその書類と情報を使うことができない。

税務査定書と税務調査

最終検討会議（クロージング・コンファレンス）

税務調査の最終段階では、税務調査官から税務調査中の納税者に、税務調査官の提示する税務更正を含む税務調査の発覚事項が書面（SPHP）で通知される。税務調査の発覚事項について合意できない場合、納税者は、税務調査官との税務調査の発覚事項についての最終検討会議（closing conference）に出席する前、通知書の日付から7-10営業日以内にその通知に対して書面で反論を回答しなければならない。

最終検討会議で、納税者は、税務調査指摘事項に関する納税者の意見を再主張し、関連する証拠書類を表明することができる。税務調査での発覚事項の議論の中で依然として論争がある場合には、納税者は、地方税務局の品質保証チーム（QAT）との検討を要求することができる。この検討は品質保証チームの作成する覚書に記録される。

税務調査官は、税務調査発覚事項の通知への納税者の回答や、品質保証チームとの検討の結果や最終検討会議での議論を考慮し、提示された税務更正を変更する場合もある。

最終検討会議の結果はその後、「最終検討会議書類」に要約され、納税者は、そこに提示された税務更正の各々の項目について、「合意する」か「合意しない」旨を記述する。その書類にはまた、納税者の議論のどの部分が税務調査官に受理されたか、それに従ってどの特定の税務更正が取消または減額となったかも記載される。最終検討会議の終了時に、税務調査官と納税者は最終検討会議書類に署名しなければならない。

最終検討会議は、当初の招聘状の日付から最長3週間で完了されなければならない。最終検討会議の書類上で合意した税務更正項目は、その書類に基づき発行された税務査定書に関して、納税者が支払わなければならない最小限の金額の基礎となる。

税務調査の結了

税務調査の法律上の最終書面は、主に、税務査定書（SKP, Tax Assessment Letters）と税務追徴書（STP, Tax Collection Letters）からなり、これらは最終検討会議書類に基づかなければならぬ。税務追徴書は基本的に、罰金を徴収する法律上の手段ともなる。その他の状況下で、税務追徴書はまた、国税総局が当期中に特定の税務期間の要納税額とそれに遅延利息を課して徴収するために使われる。

検証手続（Verification）

検証手続は、国税総局の保有するか、入手した以下の「その他情報」を基に実施される。

- VATインボイスの説明結果／確認
- 源泉徴収票
- 税務申告書を期限通りに提出していないか、書面での催促状を受領しても未だ警告状に記載される特定の期限までに税務申告書を提出していない納税者に関する税務データ
- 紳税者の義務を計算するために使用することができる取引証拠や納税データ

国税総局は、検証手続の結果として納税者に税務更生査定書を発行できる。しかし、最終検討会議はそのような税務更生査定書の発行前に実施されなければならない。

差押令状と税金徴収

法律上の税務更正書が所定の期日迄に支払われなかった場合、国税総局（DGT）は法律により納税者に差押令状（Distress Warrant）を発行することが許される。この手段となる証書には以下の書類が含まれる。

- 税金追徴書（STP）
- 支払不足税金査定書（SKPKB）
- 追加の支払不足税務査定書（SKPKBT）
- 税務異議申立決定書（納税者に追加納税を要求するもの）
- 税務裁判決定（判決）（納税者に追加納税を要求するもの）
- 訂正決定書（Revision Decision Letters）（納税者に追加納税を要求するもの）

これらに関連する納税者は、税金追徴証書に記載される税金支払不足を、証書の日付から1カ月以内に支払うことが要求される。支払遅れには月利2%の遅延利息が課せられる。

2007年の国税通則法の下では、特定の税務査定書に関して異議申立、もしくは次の段階の控訴に進んだ場合は、納税者は税務調査／検討手続きの最終検討会議で合意した金額だけを最低限、支払う義務がある。最終検討会議の中で合意しなかった税務査定書の残りの部分は、異議申立ての国税総局が納税者にその却下の決定を下した後か、もしくは控訴での税務裁判で納税者が敗訴した後にのみ支払い義務がでてくる。

税金支払不足が猶予期間内に支払われない場合、国税総局（DGT）は、「差押え（Distress Warrant）」の実行手順として、以下の手続きをとることができる。

- a. 税金支払不足（追徴税金）が期限後の7日以内に支払われない場合、「警告書（Warning Letter、Surat Teguran）」が発行される。
- b. 追徴税金が警告書の日付から21日以内に支払われない場合は、差押令状（Distress Warrant, Surat Paksa）が発行される。
- c. 追徴税金がその差押令状の発行から48時間以内に支払われない場合は、押収命令（Confiscation Order, Surat Sita）が発行される。
- d. 追徴税金が押収命令の発行から14日以内に支払われない場合は、差押資産に関して、入札告知が公示される。
- e. 追徴税金が入札告知から14日以内に支払われない場合は、公開入札が執行される。

税務論争とその解決

納税者と国税総局（DGT）との間の税務論争は、一般的に、納税者が納得できない税金査定書や税金追徴書がDGTから発行されたことにより起こる。

税金追徴査定書、追加追徴査定書と税金追徴書は、法律上の税金徴収証書を構成し、これらに基づき、納税者が期日までに支払わなかった場合、国税総局（DGT）は差押令状を発行することができる。国税総局が差押令状を執行する方法に関連して、当事者間で、さらに税務論争が持ち上がるかもしれない（訳注、銀行口座が凍結された場合とか）。これとは別に、一方の納税者が他方の納税者への支払金額から税金を源泉しすぎているといった理由で、両者の納税者間でも税務論争が起こる可能性もある。

そのような税務論争を解決するために利用される方法は、以下の通りである。

異議申立（Objections）

税金査定書に不服がある場合、納税者は、その発行日から3ヶ月以内に、国税総局（DGT）に対して異議申立（Keberatan）をすることができる。異議申立書には、納税者の計算に従った要納税額を記載しDGTの税金査定書に同意しない理由を記述しなければならない。

国税総局は、異議申立を受領した日から12ヶ月以内に決定を下す義務があり、12ヶ月以内に決定が下されなかった場合、納税者側の申立が自動的に国税総局によって認められたものとみなされる。

異議申立が国税総局により却下された場合に、未払税金には50%の追加課徴金が課される。しかしながら、未払税金と追加課徴金は、納税者が異議申立の決定に対して税務裁判所に控訴した場合は支払う必要はない。

第三者に徴収された源泉税に関する異議申立も、納税者から国税総局（DGT）に対して提出される。異議申立の提出期限やDGTがそれに関して決定する期限は、このタイプの異議申立でも同じである。

控訴（Appeals）

納税者が国税総局（DGT）の異議申立の審査決定の全部もしくはその一部を受諾しない場合、納税者はDGTの異議申立の審査決定の受領日から3ヶ月以内に税務裁判所に控訴（Banding）できる。DGTの異議申立の審査決定で要納税額の支払が要求される場合は、控訴を提出する前に少なくともその要納税額の50%を支払わなければならない。一方、現行の国税総則法によれば、納税者は税務調査の最終検討会議で合意した金額だけを払うことが要求されているだけである。これは税法と裁判法との間でのミスマッチ（ずれ）を生じさせているが、現在、税務裁判所は、一般的に国税総則法に従っている。

税務裁判所は、基本的に12ヶ月以内に訴えに対し判決を下さなければならない。税務裁判所の判決で言い渡された支払不足税金額は100%の課徴金が課される。

税務論争とその解決

税務論争の解決のためのその他の方法

納税者の要求に従って、もしくはその公的な立場から国税総局（DGT）は税金査定書、税金追徴書もしくはそれらの書状に基づき発行された派生的決定書を修正もしくは取り消すことが許されている。派生的決定書には、以下のものが含まれる。

- 異議申立の審査決定書
- 罰金の減額もしくは取消決定書
- 税金査定書の減額もしくは取消決定書
- 過払い税金の早期還付決定書

特定の税金査定書に関して国税総局（DGT）との論争を解決するため、異議申立の申請他に納税者から「修正要求」（Correction Request）を行う手段がある。この方策はまた、事実上どんな国税総局の決定から生じるその他の税務論争にも適用できる。

国税総局は、その提出日の 6 カ月以内に「修正要求」に対する決定を発行しなければならない。修正要求が 6 カ月以内に国税総局から発行されない場合は、修正要求は国税総局によって認められたものと自動的にみなされる。

「修正要求」に対する国税総局の決定を（全部）受け入れない納税者は、国税総局の決定を受領した日から 30 日以内に税務裁判所に訴える（Lawsuit／Gugatan）ことができる。差押令状の執行に関して、国税総局に対する訴えを税務裁判所に起こすこともでき、この場合の訴えは執行日から 14 日以内に提出されなければならない。

税務裁判所は、6 カ月以内に訴えについて判決を下さなければならない。

最高裁判所への司法審査の要求

税務裁判所の判決は、完全な法的執行力を生む最終判決とみなされるが、税務論争の当事者は、以下の事実が発覚した場合に限り、その時点から 3 カ月以内に、税務裁判所の判決に関して最高裁判所に司法審査要請（Judicial Review Request, Peninjauan Kembali/PK）を行うことができる。

1. 税務裁判所の判決が、原告または被告側からの虚証、詐欺、偽造の証拠に基づいたものであった場合
2. 税務裁判所での控訴中に発見されていれば、その判決を左右したかもしれない重要な新事実を証明する書類が見つかった場合
3. 証言の重要な部分が理由もなく無視された場合
4. 要求されなかったものが認められた場合
5. 税務裁判所の判決が明らかに現行税法規定に準じていない場合

司法審査養成は猶予期間内に最高裁に提出されなければならない。上記 1,2 の条件に合致するものはその状況が確認された時点から 3 カ月以内、3,4 と 5 の条件に合致する場合は、判決の時点から 3 カ月以内に最高裁判所に提出しなければならない。

輸入関税

輸入関税は輸入品の関税評価額の0 – 150%の税率で課税される。関税評価額は、コスト、保険と運賃費用（CIF）に基づき計算される。

分類	物 品 例	税率 (%)
自動車	乗用車、商用車	5 - 40
自動車部品		0 - 15
船舶	船、ボートと浮橋	0 - 5
電機製品		0 - 12.5
靴類		5 - 25
飲料、エチルアルコールとアルコール飲料	エチルアルコール、ビール、ワイン、蒸留酒類とその他飲料	5 – 30 Rp14,000 – Rp. 125,000/Ltr
精油と樹脂	芳香性物質	5 - 150
農産物	動物・植物性製品	0 - 25
繊維、繊維製品とアクセサリー	カバン、ハーネス、アパレルと衣類アクセサリー	5 - 15
その他	化学品、薬品類、ゴム製品等	0 - 25

政府は貿易自由化政策の一貫として、輸入関税の引下げを段階的に実行中である。ただし、安全保障、文化・社会的な観点から、一部の保護産業・物品については引き続き高率の輸入関税が適用される。

対アセアン諸国

アセアン調達品を少なくとも 40%含み、相互原則にかなうアセアン諸国（ASEAN, Association of South East Asian Nations）からの輸入品について一定の軽減税率が適用される。アセアン諸国間貿易を一層促進するためことを意図し、2010年7月12日付でインドネシア政府はアセアン物品貿易協定（ASEAN Trade In Goods Agreement (ATIGS)）規則を批准した。インドネシアでは2010年1月1日に遡って発効された。

自由貿易協定（FTA）の関税率

インドネシアはまた他のアジア諸国と次の自由貿易地域協定の関税率を実施している。

- アセアン–中国 FTA (ACFTA)
- アセアン–韓国 FTA (AKFTA)
- アセアン–インド (AIFTA)
- インドネシア–日本経済連携協定 (IJEPA)

加えて、インドネシアはアセアンの一員として、アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（FTA）も実施している。

関税の減免・猶予措置

インドネシア政府は国内および輸出産業の発展を促進するため、外国・国内投資家に關税の減免と關稅猶予措置を設けている。そのような優遇措置には、以下に記載されるものがある。

輸入関税

BKPM マスターリスト優遇措置

BKPM マスターリスト優遇措置では、条件を満たした機械や原材料の輸入関税の免除を受けられる。

保税地区 (Bonded Zone)

保税地区 (Kawasan Berikat./ KB) は輸出促進のための優遇措置であり、その最終製品が主に輸出されることを前提に、輸入資本設備と輸入原材料に関して、輸入関税及びその他輸入税金（即ち、VAT、LST、第 22 条輸入時前払所得税）が免除される。一方で、前年の輸出実績金額と、又は他の保税地区への販売金額の 25% を限度に国内販売することができる。

保税倉庫 (Bonded Warehouse)

保税倉庫の優遇措置としては、物品が実際に国内市場へ供給されるまでは輸入関税や輸入税金の支払いが猶予される。しかし、物品は製造業に供給されなければならない。

輸出のための輸入納付金の免除と還付措置

輸入納付金免除 (Import Duty Exemption)

これは、完成品がほとんど輸出されることを条件に、その製品の生産用原材料輸入に対する関税と VAT/LST が免除される制度である。

輸入納付金還付 (Import Duty Drawback)

これは、原材料輸入時に課された関税については、後日、完成品が輸出された際に還付請求することが認める制度である。

バタム島、ビンタン島とカリムン島の自由貿易地域 (FTZ)

自由貿易地域 (FTZ) に入る物品と、自由貿易地域内でもしくは KPB/ kawasan Perdagangan Bebas 会社間で引渡される物品は、輸入納付金 (Import Duty) と物品税が免除される。加えて、輸入税金（即ち、VAT と LST、第 22 条の所得税）が徴収されない。

FTZ から他のインドネシア関税地域に出荷される物品については輸入納付金と輸入税金を支払わなければならない。

FTZ では、以下の事務手続きの要求がある。

1. FTZ の管理庁 (Badan Pengusahaan Kawasan/ BPK) からの事業ライセンス
2. 輸入物品は事業ライセンスに沿ったものでなければならない
3. 税関手続き（税関監査と関税罰金を含む）は FTZ にも適用される
4. 付加価値税について課税業者 (PKP) として登録する必要はない。

無形固定資産と課税サービスの取引は、VAT が免除される。但し、他のインドネシアの課税地域と保税地域の会社に納入されるものを除く。

輸入関税

MITA ('MAIN PARTNERS') レーン

2種類の MITA レーンがあり、MITA 優先レーンと MITA 非優先レーンである。MITA 優先レーンでは、輸入者は輸入物品につき実地検分や書類チェック無しで通関することが許される。非優先レーンでも、輸入者は輸入物品につき実地検分や書類チェック無しで通関することが許されるが、いくつかの輸入、例えば、高リスク輸入、暫定輸入、再輸入、輸入課徴金優遇制度とその他の特定の物品の輸入については例外とされる。

輸入許可

物品をインドネシア課税地域に輸入するためには、輸入業者は、インドネシア関税局から発行された関税登録番号（NIK, Nomor Identitas Kepabeanan）を持たなければならない。現在、輸出者、乙仲（フォワーダー）と関税ブローカーも NIK をもつことが要求される。

インドネシアへの輸入に当たっては、商業省から発行される輸入業者登録番号（API,, Angka Pengenal Impotir）も要求される。API には 2種類あり、製造会社のための、「製造輸入者許可」（API-P）と卸販売会社や商社のための「一般輸入者許可」（API-U）である。

アルコール飲料、弾丸類、産業廃棄物等を含む特定物品については輸入規制が設けられている。テキスタイル製品や靴や電化製品などの一定の物品を輸入するためには「特別輸入者認証番号」（NPIK / Nomor Pengenal Importir Khusus）も取得する必要がある。加えて、繊維製品、電化製品、（タバコを含む）飲食品、玩具と靴製品について、輸入者はまた、「登録輸入業者」（IT/ Importir Terdaftar）として商業省に登録されなければならない。

さらにまた、携帯電話、手持 PC、タブレット PC については輸入用製品登録証明（TPP-I, Tanda Pendaftaran Produk –Impor）又は、製造用製品登録証明（TPP-P, Tanda Pendaftaran Produk –Produksi）に関連する新規則がある。これら、TPP-I と TPP-P の申請は産業省に申請しなければならない。

通関法令遵守と罰金

税関当局は、物品の輸入通関後 2 年間以内に輸入品の関税品目分類や評価額について再決定することができる。

税関当局が 2 年以内に間違った通関評価額を理由に輸入関税の過少納付を決定した場合、最高 1000%までの罰金が課される。

インドネシア関税局はまた、輸入日から 10 年間に渡り関税優遇の使用について会社を再査定することができる。関税優遇の誤使用や違反に対しては 500%までの罰金が課される。

連絡先

当事務所の税務部門は、あらゆる税金問題に関するアドバイスとご支援を提供し、効率的かつ迅速に、貴社の公約（コミットメント）に確実にお答えします。

税務に関するご質問は、以下の各税務分野担当の専門職員、またはジャパンビジネス・デスクにお問い合わせください。この日本語版の税務ポケットブックについてのお問い合わせはジャパンビジネス・デスクの北村、本多までご連絡ください。

税務全般 General Inquiries	Ay-Tjhing Phan Ita Budhi Gurdeep Randhay Runi Tusita	アイチン・ファン イタ・ブディ グルディープ・ランドハイ ルニ・トウシタ
国際税務 International tax	Ay-Tjhing Phan Brian Arnold Gadis Nurhidayah	アイチン・ファン ブライアン・アーノルド ガディス・ヌルヒダヤ
税務論争解決 Dispute Resolution	Engeline Siagian Ay-Tjhing Phan Ali Widodo Suyanti Halim Anton Manik Adi Poernomo Mardianto Parluhutan Simbolon Sutrisno Ali	エンゲリン・シアギアン アイチン・ファン アリ・ウидード スヤンティ・ハリム アントン・マニック アディ・フルモノ マルディアント フルフタン・シンボロン ストリスノ・アリ
外国人駐在員所得税 International Assignment Service (IAS)	Engeline Siagian Irene Atmawijaya Paul Raman Hisni Jesica	エンゲリン・シアギアン アイリーン・アトマウイジャヤ ポール・ラマン ヒスニ・ジャシカ
投資 Inward Investment	Laksmi Djuwita Adi Pratikto Irene Kurniawan	ラクスミ・ジュウィタ アディ・プラティクト アイリーン・クルニアワン
韓国デスク Korean Desk	Wonil Seo	ウォニル・セオ
買収合併 Mergers&Acquisitions.	Nigel Hobler Yuliana Kurniadja Andrias Hendrik Alexander Lukito	ナイジェル・ホブラー ユリアナ・クミアジャジャ アンドリアス・ヘンドリック アレクサンダー・ルキト
給与計算サービス Payroll Services	Laksmi Djuwita Djumanto	ラクスミ・ジュウィタ ジュマント
移転価格 Transfer pricing	Ay-Tjhing Phan Michelle Mianova Ravi Gupta Deny Unardi Kian Wei Chong Ryosuke R Seto	アイチン・ファン ミッシエル・ミアナバ ラビイ・グプタ デニイ・ウナルディ キアン・ウェイ・チョン 瀬戸亮介
付加価値税と関税 Indirect Taxes (VAT& Customs)	Abdullah Azis Laksmi Djuwita Enna Budiman	アブドゥラ・アジス ラクスミ・ジュウィタ エナ・ブディマン
工業・商業製品・通信 Consumer and Industrial	Ay-Tjhing Phan Engeline Siagian	アイチン・ファン エンゲリン・シアギアン

Products, Telecommunications and Communications.	Ali Widodo Suyanti Halim Brian Arnold Nigel Hobler Abdullah Azis Hendra Lie Yessy Anggraini Andrias Hendrik Efrelyn Soyangco Gerardus Mahendra Hanna Nggelan Sujadi Lee Yunita Wahadaniah Arief Dwiyanto Julia Yang Oki Octabiyanto Sylvia Saputera	アリ・ウイドド スヤンティ・ハリム ブラン・アーノルド ニイゲル・ホップラー アブドル・アジス ヘンドラ・リー ¹ イエッシー・アンガライニ アンドリアス・ヘンドリック エフレイン・ソヤンゴ ゲラルデュス・マヘンドラ ハナ・ヌゲエラン スジャディ・リー ¹ ユニタ・ワハダニア アリフ・ドウィヤント ジュリア・ヤン オキ・オクタビヤント シルビア・サプテラ
石油・ガス・電力 Energy (Hydrocarbons and Renewables), Utilities and Mining	Tim Watson Ali Mardi Anthony J Anderson Antonius Sanyojaya Gadis Nurhidayah Tjen She Siung Alexander Lukito Shaun McCaffrey Felix MacDonogh Raemon Utama Rita Susanto	ティム・ワトソン アリ・マルディ アンソニー・アンダーセン アントニウス・サンヨジャヤ ガディス・ヌルヒダヤ ティエン・シイ・シュング アレクサンダー・ルキト シアウン・マクカフェエリ フェリクス・マックドノ レエイモン・ウタマ リタ・スサント
金融・保険商品 Financial Services and Insurance	Margie Margaret Ivan Budiarnawan Yuliana Kurniadjaja Elsa Tirta Runi Tusita Nancy Soemarli Septina Nugraheny	マギー・マーガレット イファン・ブディアルナワン ユリアナ・クルニアジャジャ エルサ・ティルタ ルニ・トウシタ ナンシー・ソマルリ セプティナ・ヌグラヘニイ
日本ビジネス・ デスク	Hirotar Kitamura Mamoru Honda	北村浩太郎 Hirotar.kitamura@id.pwc.com 本多守 Mamoru.honda@id.pwc.com

PT プリマ・ワハナ・チャラカ／プライスウォーター・ハウス・コンサルティング
タヌデレジャ・ウイビサナ & レカン公認会計士事務所

Plaza 89 Jl H R Rasuna Said Kav. X – 7.No.6 Jakarta 12920, Indonesia

TEL : 021 - 5212901 FAX : 021 - 52905555, 52905050

英文のホームページ : www.pwc.co.id

日本における連絡先	
あらた監査法人 東京事務所 汐留オフィス TEL : (81) 3 3546 8450 (大代表)	税理士法人プライスウォーター ハウス・コンサルティング TEL : (81) 3 5251 2400 FAX : (81) 3 5251 2424

**PT Prima Wahana Caraka
(a member firm of PwC network)**

Plaza 89
Jl. H.R. Rasuna Said Kav. X-7 No.6
Jakarta 12940 - INDONESIA
P.O. Box 2473 JKP 10001
Telp: +62 21 5212901
Fax: +62 21 5290 5555/5290 5050

www.pwc.com/id

Cover photo by Sophia Rengganis

© 2013 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.